

和歌山市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により別添のとおり公表する。

令和8年2月25日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸
同	上	寒	川	篤
同	上	丹	羽	直子
同	上	中	谷	謙二

# 令和7年度包括外部監査結果報告書

「指定管理者制度に関する財務事務の執行及び指定  
管理者の出納その他の事務の執行について」

令和8年2月18日

和歌山市包括外部監査人

公認会計士 大川 幸一



# 目次

第1 包括外部監査の概要 .....	1
【1】外部監査の種類 .....	1
【2】選定した特定の事件（テーマ） .....	1
1. 包括外部監査対象 .....	1
2. 包括外部監査対象期間 .....	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由 .....	1
【4】外部監査の方法 .....	2
1. 監査対象 .....	2
2. 監査要点 .....	2
3. 実施した主な監査手続 .....	2
【5】外部監査の実施時期 .....	2
【6】包括外部監査人補助者の資格と氏名 .....	2
【7】指摘及び意見の区分 .....	2
【8】利害関係 .....	3
第2 和歌山市指定管理者制度の概要 .....	4
【1】指定管理者制度の概要 .....	4
1. 公の施設の意義 .....	4
2. 指定管理者制度の意義 .....	4
【2】市の指定管理者制度の概要 .....	4
1. 市の指定管理者制度の導入と運用 .....	4
2. 市の指定管理者制度の運用の手引きの概要 .....	5
3. 市の公の施設と指定管理者制度導入状況 .....	10
【3】監査対象とした指定管理者制度導入施設 .....	11
第3 指摘及び意見の総括 .....	17
【1】全体総括 .....	17
【2】指摘及び意見の一覧表 .....	18

第4 指摘及び意見（共通事項）	22
【1】共通事項	22
1. 指摘及び意見	22
第5 指摘及び意見（各論）	34
【1】市民自治振興課	34
1. 指定管理者制度導入施設の概要	34
2. 指摘及び意見	40
【2】保険総務課	41
1. 指定管理者制度導入施設の概要	41
2. 指摘及び意見	46
【3】総務企画課	49
1. 指定管理者制度導入施設の概要	49
2. 指摘及び意見	52
【4】高齢者・地域福祉課	53
1. 指定管理者制度導入施設の概要	53
2. 指摘及び意見	58
【5】障害者支援課	61
1. 指定管理者制度導入施設の概要	61
2. 指摘及び意見	64
【6】産業政策課	65
1. 指定管理者制度導入施設の概要	65
2. 指摘及び意見	68
【7】観光課	69
1. 指定管理者制度導入施設の概要	69
2. 指摘及び意見	72
【8】和歌山城整備企画課	73
1. 指定管理者制度導入施設の概要	73
2. 指摘及び意見	78
【9】文化振興課	79
1. 指定管理者制度導入施設の概要	79
2. 指摘及び意見	87

【10】	スポーツ振興課	88
	1. 指定管理者制度導入施設の概要	88
	2. 指摘及び意見	102
【11】	農林水産課	104
	1. 指定管理者制度導入施設の概要	104
	2. 指摘及び意見	107
【12】	住宅第1課	108
	1. 指定管理者制度導入施設の概要	108
	2. 指摘及び意見	110
【13】	まちなみ景観課	112
	1. 指定管理者制度導入施設の概要	112
	2. 指摘及び意見	133
【14】	公園緑地課	136
	1. 指定管理者制度導入施設の概要	136
	2. 指摘及び意見	139
【15】	生涯学習課	141
	1. 指定管理者制度導入施設の概要	141
	2. 指摘及び意見	149
【16】	青少年課	151
	1. 指定管理者制度導入施設の概要	151
	2. 指摘及び意見	154
【17】	読書活動推進課	155
	1. 指定管理者制度導入施設の概要	155
	2. 指摘及び意見	158

## 第1 包括外部監査の概要

### 【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

### 【2】選定した特定の事件（テーマ）

#### 1. 包括外部監査対象

指定管理者制度に関する財務事務の執行及び指定管理者の出納その他の事務の執行について

#### 2. 包括外部監査対象期間

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

ただし、必要に応じて過年度及び令和7年度の一部についても監査対象とした。

### 【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

将来にわたり安定的かつ持続的に質の高い市民サービスを提供していくためには、限られた財源や人材を効率的、効果的に活用していく必要があり、和歌山市（以下、「市」という。）では、民間との適切な役割分担のもと、コスト削減やサービス向上が期待できる公共施設に対して、指定管理者制度の導入を進めている。令和7年4月1日時点においては、95の施設に対して指定管理者制度の導入が行われている。

市では、今後、生活保護費や後期高齢者医療、介護保険など社会保障関連経費の増加にも対処していかなければならず、老朽化施設の更新や長寿命化などの費用の増加が見込まれる時期に来ており、公の施設の管理運営についても、限られた予算の下でより効率的かつ効果的に行う必要がある。

このような状況から、指定管理者制度の目標であるコスト削減やサービス向上に向けて円滑な運用を行うために、市では「和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」及び「和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」等を制定し、「和歌山市指定管理者制度運用の手引き」を作成している。これらに沿って事務を行い、指定管理者制度導入施設の一覧、管理運営状況、モニタリング結果等を Web 上で公表するなど、指定手續の透明性と公平性の確保を図るとともに、効率的・効果的な施設運営と市民サービスの向上に努めている。

第三者である外部監査人の立場から、指定管理者制度という切り口で各施設管理部署を横断的に調査し、指定管理者制度に関する財務事務の執行及び指定管理者の出納その他の事務の執行が、関係法令等に準拠しているか、経済性、効率性、

有効性が確保されているかを監査することは有用であると考え、監査テーマ（特定の事件）として選定した。

#### 【4】外部監査の方法

##### 1. 監査対象

監査対象としては、指定管理者制度導入施設を所管する市の所管課及び指定管理者制度の運用に関係する部局とした。

##### 2. 監査要点

- ・指定管理者制度に関する財務事務の執行が、関係する法令や条例等に準拠して行われているか。
- ・指定管理者制度に関する財務事務の執行が、効率的かつ効果的に行われているか。
- ・指定管理者の出納その他の事務の執行が、適切に行われているか。

##### 3. 実施した主な監査手続

- ・市担当者への質問、各種条例等規程、関係書類の閲覧及び分析
- ・指定管理者制度に関するデータの入手及び分析
- ・指定管理者制度導入施設の視察

#### 【5】外部監査の実施時期

令和7年4月1日から令和8年2月18日まで

#### 【6】包括外部監査人補助者の資格と氏名

公認会計士	寺川徹也
公認会計士	折元裕
公認会計士試験合格者	高橋知司
公認会計士試験合格者	戎居彩佳

#### 【7】指摘及び意見の区分

本報告書での「指摘」と「意見」は以下のように区分している。

「指摘」とは、「合規性又は経済性・効率性・有効性に関して、改善すべき重要事項と監査人が判断したもの」である。

「意見」とは、合規性や経済性、効率性、有効性の観点から見て、「著しい問題は無いが改善が望ましい事項と監査人が判断したもの」である。

## 【8】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

なお、本報告書に記載した数値については、基本的には表示単位未満を切り捨てているが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記しているものもある。したがって、表中の金額の合計と内訳が一致しない場合がある。

## 第2 和歌山市指定管理者制度の概要

### 【1】指定管理者制度の概要

#### 1. 公の施設の意義

公の施設とは、地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」とされており、一般的な例としては、体育施設、教育文化施設、社会福祉施設等が挙げられる。

#### 2. 指定管理者制度の意義

指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項において、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」とされており、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的として平成15年9月の地方自治法の一部改正により創設された制度である。

それ以前には「公の施設の管理運営」については、市が2分の1以上を出資して設立された法人（外郭団体）に限定されていたが、この法改正によって、個人を除く営利企業や特定非営利活動法人（NPO法人）、また自治会など地縁団体等を含む民間事業者に「公の施設の管理運営」を任せることが可能となった。

指定管理者制度は、経費の削減だけでなくサービスの向上のほか、市民との協働や地域の活性化、また外郭団体の自立化等の面からも有効に活用することが重要であり、幅広い視点を持ち運用を図るべきものである。

### 【2】市の指定管理者制度の概要

#### 1. 市の指定管理者制度の導入と運用

市は、平成15年度の地方自治法の一部改正により、公の施設のうち他の法律等において別の定めがあるものを除き、指定管理者制度を導入するか直営とするかを、法律施行後3年以内に決定することとし、平成16年度から市営駐車場の3施設に指定管理者制度を導入した。また、各部局が所管する他の施設についても、今後の方向性を検討するため、平成16年7月に「公の施設の指定管理者制度に関する基本的な考え方」において今後の導入におけるスケジュール等を通知し、関係部局における議論・検討を経て、行財政改革本部会議で各施設の運営方法を決定した。さらに、平成18年度からは、新たに40施設について指定管理者制度を導入した。

指定管理者制度に関連した例規としては、平成24年4月1日施行「和歌山市公

の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（直近改正 平成 25 年 4 月）」（以下、「条例」という。）」、「和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（直近改正 令和 7 年 6 月）」（以下、「規則」という。）」、及び「和歌山市教育委員会の所管に属する公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」を策定し、指定管理者制度の導入手順や導入後の各種の事務処理方法等について定めている。

また、これらの例規の具体的な運用方法を示すことにより、適切かつ円滑な制度の運用に寄与することを目的として、「和歌山市指定管理者制度運用の手引き（制定 平成 23 年 4 月 直近改正 令和 5 年 4 月）」（以下、「運用の手引き」という。）を策定している。

## 2. 市の指定管理者制度の運用の手引きの概要

市では、指定管理者制度の運用について、運用の手引きにおける考え方を基本として、以下の手續を経て制度導入の検討や、指定管理者の選定、事業実施並びに評価を行うこととしている。

なお、市の行財政改革、行政評価、組織改正等に係る業務については、行政経営課の所管とされている。

### (1) 制度導入の検討から指定及び協定に関する事項

#### ①管理運営主体の検討（指定管理者制度の対象とする施設の検討）

各施設を所管する部局は、未導入の施設又は新設の施設の管理運営において「管理運営チェックシート」を行政経営課に提出し、導入について協議を行い、必要に応じて、行政経営課が、関係者による指定管理者制度の活用及び運用に関する会議を開催することとしている。

#### ②管理運営方法の検討（指定管理者制度の導入に関する検討事項）

管理運営主体の検討により、指定管理者制度の導入を決定した場合は、以下の項目を検討する。

<制度導入決定時の検討事項>

- ・市と指定管理者の役割分担
- ・利用料金制
- ・休館日及び開館時間
- ・指定期間

### ③ 指定管理者の募集

指定管理者の募集に当たっては、原則公募により、市ホームページの利用や募集要項の配布により公告を行い、市民に周知をするものとする。ただし、以下に該当する場合は非公募による指定管理者の選定を行うことができる。

<非公募による指定管理者の選定を行うことができる場合>

- ・公募により指定管理者を募集したが応募者がなかった場合又は応募者全員が募集要項等に定める基準を満たしていないと認められる場合（条例第5条第1項（2））
- ・選定した候補者を指定管理者に指定することができなくなった場合、当該候補者に指定管理者に指定することが著しく不相当であると認められる事情が生じた場合又は指定管理者の指定を取り消した場合において、新たに公募をする時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき。（条例第5条第1項（3）、（4））
- ・地域に密着したものである公の施設の管理を当該地域の住民が組織する団体に行わせることが当該公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要と認められる場合（規則第7条（1））
- ・市以外の者が所有する建物及びその付帯施設並びにこれらの敷地の一部を市が借り受けて設置した公の施設の管理を当該建物等を所有する者に行わせることにより当該公の施設の設置の目的をより効果的に達成することができることと認められる場合（規則第7条第（2））
- ・公の施設及び市の庁舎を同一の建物又は同一の敷地に設置する場合において、当該公の施設の管理を資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人又は一般財団法人に行わせることにより当該公の施設の設置の目的をより効果的に達成し、かつ、当該市の事務又は事業をより能率的に遂行することができることと認められる場合（規則第7条第（3））
- ・その管理に高度の専門的な知識経験を必要とする公の施設の管理を当該高度の専門的な知識経験を有する団体に行わせる場合（規則第7条（4））
- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する役務の随意契約者として認められる者に公の施設の管理を行わせることにより当該公の施設の設置の目的をより効果的に達成することができることと認められる場合（規則第7条（5））
- ・公の施設の設置の経緯その他の事情を総合的に考慮して、当該公の施設の管理を特定の団体に行わせることに合理的な理由があり、かつ、当該団体による管理が当該公の施設の設置の目的をより効果的に達成するために必要と認められる場合（PFI事業者在一定期間当該公の施設の管理を行わせる場合を含む。）（規則第7条（6））
- ・福祉の拠点施設について、社会福祉法第109条第1項に規定する者を指定する

ことが当該公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要と認められる場合（規則第7条（7））

- ・その他適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定することについて、市長がやむを得ないと認める合理的な理由がある場合（規則第7条（8））

#### ④ 公募における主な手続

##### (A) 基本的な手続の流れ

選定方法の決定 ⇒施設設置条例改正（新規に導入された場合に限る。） ⇒議会（委員会）で公募実施に係る詳細を説明 ⇒公募 ⇒候補者選定 ⇒申請者へ選定結果通知 ⇒債務負担行為及び指定議案上程 ⇒告示及び指定通知 ⇒協定締結

##### (B) 募集期間

募集期間は、募集を開始した日から起算して30日間の期間を設け、特別な事情がある場合は、延長又は短縮することができることとする。

##### (C) リスク分担

市と指定管理者との責任分担について、指定後にトラブルとならないよう、できる限り詳細部分まで明確に規定することとする。

##### (D) 指定管理者選定委員会

選定委員会は、施設ごとに性格を異にすることやそれに伴い選定基準等も異なることから施設単位で設置する。ただし、複数の施設を一括して選定する方が効率的な場合は、一つの選定委員会で選定を行うこととする。

##### (E) 応募者の経営状況に関するチェック

応募者の経営状況に関するチェックについては、選定委員会に先立ち、税理士や公認会計士など専門家による判定を行い、その結果を選定会議の資料として用いることとする。

##### (F) 指定議案

指定管理者の議決を受けるための指定議案については、管理運営開始までに引継ぎを行う必要があることから、適切な時期に上程し、併せて必要に応じて債務負担行為を設定することとする。

<議決事項>

- ・施設の名称
- ・指定管理者となる団体の名称
- ・指定の期間
- ・債務負担行為の設定 等

##### (G) 告示及び指定の通知

議会の議決後、速やかにその旨を告示するとともに指定の行政処分に関する通

知を候補者に指令文書によって通知することとする。

#### (H) 協定の締結

指定管理者が行う業務の範囲やリスク管理及び責任分担などについて、指定管理者と協議し、できる限り詳細な協定書づくりに努め両者の間で協定の締結を行うこととする。

また、原則として以下のような業務の内容及び役割分担などについて定める「基本協定」と毎年度支出する指定管理料の額等について定める「年度協定」の2つの協定を締結することとする。

##### <基本協定項目例>

- ・管理運営業務の内容に関する事項
- ・緊急時の対応に関する事項
- ・指定管理料の限度額に関する事項
- ・事業報告及び業務報告に関する事項
- ・市と指定管理者の責任分担に関する事項
- ・指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ・損害賠償に関する事項
- ・利用料金の額等に関する事項
- ・関係法令等の遵守に関する事項
- ・個人情報の保護に関する事項 等

#### (I) 協定保証金の取扱い

原則として、指定管理料を支払う全ての指定管理者に、指定管理料の10分の1に相当する額以上の協定保証金を納付させるものとする。なお、協定保証金は、和歌山市契約規則第34条契約保証金の不納付に係る規定を参考に、個別の判断により不納付とすることができるものとする。

#### ⑤ 非公募における主な手続

##### (A) 基本的な手続の流れ

選定方法の決定 ⇒施設設置条例改正（新規に導入された場合に限る。） ⇒事業計画書等の提出を受け適否を審査 ⇒申請者へ審査結果通知 ⇒債務負担行為及び指定議案上程 ⇒告示及び指定通知 ⇒協定締結

##### (B) 事業計画等の審査

事業計画書等の提出を受け、事業内容や人員配置状況、危機管理体制など、基本的には公募と同様の視点で所管課において慎重に審査する必要がある。

##### (C) 公募に準ずる事項

以下の事項については、公募の処理に準ずることとする。

<公募に準ずる事項>

- ・ 指定議案
- ・ 告示及び指定の通知
- ・ 協定の締結
- ・ 協定保証金の取扱い

(2) 指定後に関する事項

① 利用者からの審査請求

指定管理者が行った施設を利用する権利に関する処分についての行政不服審査法に基づく審査請求は、地方自治法第 244 条の 4 第 1 項の規定により市長に対して行う。

② 指定期間中の管理運営状況の把握・評価（モニタリング）

市は、指定管理者が実施する施設の管理運営状況を把握するため、毎年度末の事業報告書に加え、四半期ごとに、以下の事項が把握できる事業報告書を提出させ、必要に応じて、当該施設において実地調査を行う。

<事業報告書の記載事項>

- ・ 施設の利用状況（利用者数・稼働率等）
- ・ 光熱水費を含む経費の支出状況
- ・ 維持管理の情報（破損の状況等）
- ・ 利用者からの苦情やその対応状況
- ・ 人員配置状況（人数及び雇用形態） 等

評価については、事業報告書と実地調査等の状況を踏まえ毎年度実施し、担当者による形式的な評価とならないよう、課長以上の職員が中心となって評価を行う。

そして、毎年度の管理実績の基本情報と評価結果について、制度所管課へ提出するとともにホームページ等で公表する。

③ 改善指示

管理運営状況の把握・評価の実施により、以下に該当する場合には、改善すべき事項や期日を明確にした上で、口頭又は書面により指定管理者に対して改善指示を行わなければならない。

<改善指示が必要な場合>

- ・ 利用者に対し不当な差別的扱いをするような場合
- ・ 許可なく施設を改造するような場合

- ・経営効率を重視するあまり、適切な人員配置や物品調達を行わないなど、施設の設置目的を効果的に達成するための必要な取組みをしていない場合
- ・自主事業の規模を縮小するなど、当初計画どおりの業務を履行できていない場合
- ・その他市長が当該施設の管理運営の適正を期するために必要と認める場合

#### ④ 指定の取消し等

以下に該当する場合は、指定期間中であっても指定の取消しや期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることとする。

<指定の取消し又は管理業務の停止となる場合>

- ・地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告、実地調査を拒んだり虚偽の報告をした場合又は改善の指示（文書による改善の指示に限る。）に従わない場合
- ・資格要件を満たさなくなった場合
- ・申請時に提出した書類の内容等に虚偽があると判明した場合
- ・団体の経営状況の著しい悪化等により、指定管理業務に重大な支障が生じた場合又は生じるおそれがあると認められる場合
- ・業務の実施に際し必要な関係機関の許認可を得ないなど、不正行為があった場合
- ・その他指定管理者による管理運営業務を継続することが適当でないと認められる場合
- ・毎年度末と四半期ごとの事業報告書を期限までに提出しない場合

### 3. 市の公の施設と指定管理者制度導入状況

#### (1) 指定管理者制度導入施設数及び指定管理料の推移

過去 4 年間の市における指定管理者制度導入施設及び指定管理料は以下のとおりである。令和 7 年度において指定管理者制度を導入している 95 施設のうち、33 施設は平成 18 年度より開始しており、その後和歌山市営住宅をはじめとして段階的に導入を行っている。

年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
件数 (件)	93	94	94	94	95
金額 (千円)	2,208,419	1,992,993	1,984,359	1,977,569	

出所：市ホームページ掲載の各年度の指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(2) 指定管理者制度導入施設の状況（令和7年4月1日時点）

公の施設 982 施設のうち、指定管理者制度を導入している施設は 95 施設であり、約 9.7%の施設が指定管理者制度による運用がなされている。

また、利用料金制（公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる制度）を導入しているのは、和歌山市立芦原共同浴場、和歌山市立杭の瀬共同浴場、和歌山市夜間・休日応急診療センター、和歌山市立和歌の浦アート・キューブ、和歌山城ホール、和歌山市つつじが丘総合公園、和歌山市四季の郷公園、和歌山市宮本町地下駐車場、和歌山市宮大新地下駐車場の 9 施設である。

和歌山市立芦原共同浴場及び和歌山市立杭の瀬共同浴場については、民間施設との均衡を図るため、和歌山市夜間・休日応急診療センター、和歌山市立和歌の浦アート・キューブ、和歌山城ホール、和歌山市つつじが丘総合公園及び和歌山市四季の郷公園については、主に指定管理者に主体性のある積極的な運営・管理を行わせるために、利用料金制が導入されたものである。また、一時は休止していた和歌山市宮大新地下駐車場については、再開に係る設備投資や管理運営費用の一切を民間事業者が賄うという運営形態で再開したため、同様に休止していた和歌山市宮本町地下駐車場については、民間事業者が経営手腕を発揮し地上部の公園施設との一体的かつ効果的な管理運営を行うことで、地域と連携した賑わいの創出につなげるため、利用料金制が導入されている。一方、その他大半の施設については、施設使用料等の収入が限定的であり、安定した経営が見込めないこと等も考慮し、利用料金制の導入は行われていない。

【3】 監査対象とした指定管理者制度導入施設

令和6年度における指定管理者制度導入施設全て及び令和7年度に新たに指定管理者制度を導入した施設を監査対象とした。

なお、令和7年度に新たに指定管理者制度を導入した施設については選定手続までを監査手続の対象とした。

<監査対象とした指定管理者制度導入施設>

番号	施設名	指定管理者	R6年度 指定管理料 (単位：円)	指定期間	備考
1 市民自治振興課					
(1)	和歌山市加太総合交流センター	和歌山市加太地区 連合自治会	805,375	R4.4 ～R9.3	
(2)	和歌山市南出島地区集会所	宮前地区第16区 自治会	-	R4.4 ～R9.3	

(3)	和歌山市北出島・有家西集会所	宮地区第16区自治会	-	R4.4 ~R9.3	
(4)	和歌山市新中島地区集会所	宮前地区第24区自治会	-	R4.4 ~R9.3	
(5)	和歌山市有家地区集会所	宮地区第3区自治会	-	R4.4 ~R9.3	
(6)	和歌山市三葛地区集会所	名草地区三葛自治会	-	R4.4 ~R9.3	
(7)	和歌山市加太地区会館深山分館	加太地区深山自治会	-	R4.4 ~R9.3	
(8)	和歌山市紀三井寺北集会所	名草地区旭橋団地自治会	-	R4.4 ~R9.3	
(9)	和歌山市有本地区集会所	四箇郷地区栗林北自治会	-	R4.4 ~R9.3	
(10)	和歌山市宮北地区集会所	宮北地区連合自治会	-	R4.4 ~R9.3	
2 保険総務課					
(1)	和歌山市立芦原共同浴場	芦原共同浴場運営委員会	9,307,000	R4.4 ~R9.3	【利】
(2)	和歌山市立杭の瀬共同浴場	杭の瀬共同浴場運営委員会	7,404,000	R4.4 ~R9.3	【利】
3 総務企画課					
(1)	和歌山市夜間・休日応急診療センター	公益社団法人和歌山市夜間・休日急患対策協会	-	R6.4 ~R9.3	【利】
4 高齢者・地域福祉課					
(1)	福祉交流館	社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会	32,327,189	R7.4 ~R12.3	
(2)	和歌山市西庄ふれあいの郷	公益社団法人和歌山市シルバー人材センター	16,960,710	R7.4 ~R12.3	
5 障害者支援課					
(1)	和歌山市ふれ愛センター	特定非営利活動法人和歌山YMCA	90,853,597	R7.4 ~R12.3	公募
6 産業政策課					
(1)	和歌山市勤労者総合センター	公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター	33,509,618	R4.4 ~R9.3	
7 観光課					
(1)	和歌山市菅片男波海水浴場駐車場	片男波海水浴場管理運営委員会	5,764,000	R7.4 ~R12.3	
8 和歌山城整備企画課					
(1)	和歌山城公園駐車場	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	8,817,017	R7.4 ~R12.3	
(2)	和歌山城天守閣	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	43,109,621	R7.4 ~R12.3	
9 文化振興課					
(1)	和歌山市立和歌の浦アート・キューブ	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	31,256,000	R3.4 ~R8.3	【利】 公募
(2)	和歌山城ホール	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	142,836,104	R6.4 ~R11.3	【利】 公募

(3)	和歌山市立有吉佐和子記念館	まちづくり紀ノ川	9,859,000	R4.4 ~R9.3	公募
10 スポーツ振興課					
(1)	和歌山市立松下体育館	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	28,259,672	R4.4 ~R9.3	公募
(2)	和歌山市立市民体育館		31,193,589	R4.4 ~R9.3	
(3)	和歌山市立河南総合体育館		31,594,222	R4.4 ~R9.3	
(4)	和歌山市立市民温水プール		84,237,000	R4.4 ~R9.3	
(5)	和歌山市立市民スポーツ広場		15,736,000	R4.4 ~R9.3	
(6)	和歌山市つつじが丘総合公園	つつじが丘総合公園運営グループ	47,708,128	R5.4 ~R13.3	【利】 公募
11 農林水産課					
(1)	和歌山市四季の郷公園	有限責任事業組合FOOD HUNTER PARK	34,610,000	R4.4 ~R9.3	【利】 公募
12 住宅第1課					
(1)	和歌山市営住宅 (東布経丁、大新、築港、今福、今福西、松ヶ丘、塩屋、関戸、鶴立島、和歌浦外浜、鳴神、田尻、坂田、吉原、松原、本渡、粟、木ノ本、加太大谷、加太山田、府中、中筋日延、上黒谷、岡崎、菖蒲ヶ丘、杭ノ瀬、宮前、堀止、加太城ヶ崎、ビューつつじが丘、西庄、ラブリー松江、向、狐島、紀和駅、塩屋第2、北島、広瀬、吹屋町、東長町、薬種畑、中之島第2、湊御殿第2)	和歌山県住宅供給公社	250,590,000	R5.4 ~R10.3	公募
13 まちなみ景観課					
(1)	和歌山市営城北公園地下駐車場	富士警備保障株式会社	21,925,089	R7.4 ~R12.3	公募
(2)	和歌山市営けやき大通り地下駐車場	大揚興業株式会社	60,691,185	R7.4 ~R12.3	公募
(3)	和歌山市営けやき大通り地下自転車等駐車場			R7.4 ~R12.3	
(4)	和歌山市営本町地下駐車場	紀州まちづくりグループ	-	R2.4 ~R12.3	【利】 公募
(5)	和歌山市営大新地下駐車場	大新家守舎	-	H30.4 ~R10.3	【利】 公募

(6)	和歌山市営中央駐車場	大揚興業株式会社	29,890,694	R7.4 ~R12.3	公募
(7)	和歌山市営北駐車場		9,193,734	R7.4 ~R12.3	
(8)	和歌山市営市駅前自転車駐 車場	有限会社ジェイイーエス	18,828,757	R4.4 ~R9.3	公募
(9)	和歌山市営市駅前原動機付 自転車駐車場	大揚興業株式会社	14,828,315	R4.4 ~R9.3	公募
(10)	和歌山市営六十谷駅前自転 車等駐車場	大揚興業株式会社	14,980,000	R4.4 ~R9.3	公募
(11)	和歌山市営和歌山駅東口自 転車等駐車場	富士警備保障株式会社	23,011,464	R4.4 ~R9.3	公募
14 公園緑地課					
(1)	和歌山東公園	公益財団法人和歌山市文 化スポーツ振興財団	42,714,697	R4.4 ~R9.3	公募
15 生涯学習課					
(1)	和歌山市東部コミュニテイ センター	公益財団法人和歌山市文 化スポーツ振興財団	384,069,000	R4.4 ~R9.3	
(2)	和歌山市河南コミュニテイ センター			R4.4 ~R9.3	
(3)	和歌山市河西コミュニテイ センター			R4.4 ~R9.3	
(4)	和歌山市河北コミュニテイ センター			R4.4 ~R9.3	
(5)	和歌山市中央コミュニテイ センター			R4.4 ~R9.3	
(6)	和歌山市北コミュニテイセ ンター			R4.4 ~R9.3	
(7)	和歌山市西コミュニテイセ ンター	ぶんきょうの杜舎	-	R7.4 ~R12.3	公募
16 青少年課					
(1)	和歌山市立青少年国際交流 センター	加太まちづくりグループ	53,601,581	R5.4 ~R10.3	公募
17 読書活動推進課					
(1)	和歌山市民図書館	カルチュア・コンビニエ ンス・クラブ株式会社	347,096,983	R6.4 ~R11.3	公募
(2)	和歌山市民図書館西分館			R6.4 ~R11.3	
指定管理料合計			1,977,569,341		

【利】 利用料金制を導入している施設

公募 公募により指定管理者を選定している施設

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報、令和7年度指定管理者制度を導入している  
公の施設一覧表を基に監査人が加工

令和6年度指定管理者制度導入施設について、公募・非公募の選定方法別、指定管理者の団体種別に施設数及び指定管理料を集計すると以下のとおりである。

<選定方法別、団体種別の施設数及び指定管理料集計 和歌山市>

選定方法	団体種別	施設数	指定管理料（円）
公募	株式会社	15	794,451,034
	公益財団法人、住宅供給公社	50	515,581,180
	その他の団体、委員会、グループなど	3	34,610,000
非公募	公益財団法人、住宅供給公社	11	486,465,966
	社会福祉法人	2	123,180,786
	自治会	10	805,375
	その他の団体、委員会、グループなど	3	22,475,000
公募合計		68	1,344,642,214
非公募合計		26	632,927,127
合計		94	1,977,569,341

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

団体種別は、「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果 令和7年7月総務省自治行政局行政経営支援室」での分類に従っている。

総務省の調査は令和6年4月1日現在における各地方公共団体の指定管理者制度の導入状況についての調査であり、総務省のホームページには、各自治体の個別回答（個票）も公表されている。監査人が市区町村の個票から中核市について集計したところ、指定管理者制度導入施設について、公募・非公募の選定方法別の施設数及び指定管理者の団体種別の施設数は以下のとおりとなった。

<中核市における選定方法別の施設数・割合>

選定方法	施設数・割合			
	中核市		和歌山市	
公募	7,227	65.5%	68	72.3%
非公募	3,812	34.5%	26	27.7%
合計	11,039	100.0%	94	100.0%

出所：公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査 の市区町村（個票）を基に監査人が抽出・集計

＜中核市における指定管理者の団体種別施設数・割合＞

団体種別 ※1	施設数・割合			
	中核市		和歌山市	
株式会社（特例有限会社を含む。）	2,923	25.7%	15	16.0%
特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、地方三公社※2	3,239	28.4%	61	64.9%
地方公共団体（一部事務組合等を含む）	3	0.0%	0	0.0%
公共的団体（例：農業協同組合、社会福祉法人、森林組合、赤十字社等）	1,405	12.3%	2	2.1%
地縁による団体（例：自治会、町内会等）	751	6.6%	10	10.6%
特定非営利活動法人（NPO法人）	391	3.4%	0	0.0%
その他の団体（例：学校法人、医療法人、共同企業体等）	2,681	23.5%	6	6.4%
合計	11,393	100.0%	94	100.0%

※1 総務省調査では、複数回答可とされており、中核市では 11,039 施設に対して、11,393 件の回答がなされている

※2 地方三公社：住宅供給公社、道路公社、土地開発公社

出所：公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査 の市区町村（個票）を基に監査人が抽出・集計

市では、公募による選定が 72.3%であり、中核市と比べて 6.8 ポイント高くなっている。

指定管理者の団体種別で、市と中核市を比較すると、株式会社が少なく（市 16.0%、中核市 25.7%）、特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、地方三公社（住宅供給公社、道路公社、土地開発公社）が多く（市 64.9%、中核市 28.4%）、その他の団体が少ない（市 6.4%、中核市 23.5%）という特徴がある。

特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、地方三公社（住宅供給公社、道路公社、土地開発公社）の割合が高いのは、和歌山県住宅供給公社が公募により 43 施設（指定管理料は 250,590 千円）、公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団が公募により 7 施設（指定管理料：264,991 千円）、非公募により 8 施設（指定管理料：435,995 千円）、その他の公益社団・財団法人がそれぞれ非公募により 3 施設（指定管理料：50,470 千円）の指定管理者となっていることが原因である。

### 第3 指摘及び意見の総括

#### 【1】全体総括

「第4 指摘及び意見（共通事項）」では、「第5 指摘及び意見（各論）」で記載した指摘及び意見のうち、全庁的な対応・検討が必要であると判断した事項や、一部の施設に関するものであっても、今後、他の施設等においても同様の検討が必要となる可能性がある事項を全般的に整理した。なお、「第5 指摘及び意見（各論）」では、共通事項として述べる事項を除き、各施設において個別の指摘・意見に至った事項等を記述している。各論での指摘・意見についても、各施設固有の問題と捉えることなく、他の施設においても同様の課題が生じていないか、今後導入対象の拡大を検討する施設においても、十分に吟味されることを期待したい。

発見された主な指摘・意見は、備品管理や指定管理者制度運用（記録、文書保存ルール、情報公開、チェック体制等）など、庁内全体に影響する課題が多岐にわたっている。

まず備品管理に関しては、現行規程と実態が乖離しており、帳簿記録・現物照合・シール貼付・設置場所管理など多方面で課題が顕在化している。これらの課題解決には規程や運用方法の見直し、関係部局の連携強化、実効性のある体制整備が求められる。また、指定管理者による備品管理と所管課による備品管理状況のチェック、指定管理者の備品管理台帳と市の備品受払簿間の整合性確保など、運用基準の見直しを速やかに進める必要性も指摘した。

指定管理者制度の運用面では、重要な協議内容や評価根拠が記録されておらず、説明責任及び情報開示の観点から文書化及び文書保管ルールの整備・運用が望まれる。例えば、指定管理者から指定管理業務に係る収支状況の報告を受けているが、内容の妥当性を検証し、必要に応じて説明・報告を求める等の対応が十分でないなどの課題があった。また、指定管理業務に関する公表資料においては、自主事業に関する収入・支出額の計上方法（計上・非計上、総額・純額等）の不統一、指定管理業務の評価根拠や利用料金制の導入状況、施設利用状況などの情報が不十分なため、より分かりやすい情報開示方法の工夫が求められることから、施設ごとの管理資料様式の統一、収支報告の客観性向上などについて、具体的に提案した。

情報公開面では、複数人によるチェック体制構築や、正確な情報発信体制の強化の必要性についての意見を記載した。

指定管理者制度本来のメリット（競争性・透明性・効率化）を十分に享受できていない点や、非公募が続いている現状への改善意見も提言した。競争性確保のための公募条件検討や、経営インセンティブの発揮できる精算式導入なども具体

的に提案した。加えて、指定管理には事務負担が大きく、指定管理になじまない施設については委託への変更も含めて検討してはどうかとの提言をした。

非公募案件では選定理由や手順が分かりにくい施設もあり、市民に理解されるよう情報公開や運用ルールの明確化を進めることが重要である。

制度の目的に即した運用改善、透明性・公平性・客観性の担保、情報管理・情報公開の強化など、さらなる取り組みを行い、指定管理者制度の実効性を高めていくことが求められる。

## 【2】指摘及び意見の一覧表

本報告書の「第4 指摘及び意見（共通事項）」「第5 指摘及び意見（各論）」において、記載した指摘及び意見の一覧は次のとおりである。

【共通事項】…指摘：2件、意見：3件

意見番号	内容	指摘/意見
(1)	備品管理に関する現行規程では、備品の帳簿記録や現物照合、備品へのシール貼付、設置場所管理など適切に行うように記載されているものの、規程どおりの運用ができていない所管課が存在している。今後は、規程に求められた運用となるよう運用方法の見直しを行うことや、関係部局の連携強化、実効性ある体制整備などの対応が求められる。	指摘
(2)	備品管理に関する現行規程では、年1回以上の現物照合を実施することなどが求められているものの、必ずしも指定管理者制度の趣旨や施設の実態に適合したものであると言えないため、指定管理者制度の趣旨や施設の実態に即した規程となるよう関係部局が連携して速やかに検討・整備することが求められる。	指摘
(3)	指定管理者との協議内容や事業報告への質疑、モニタリング評価の根拠が十分に記録されていない現状を踏まえ、管理運営の一貫性や評価の公平性・透明性を確保するためには、重要なやり取りや評価理由を必要に応じて文書化・保管する運用へ改善することが望ましい。	意見
(4)	公表されている「指定管理者モニタリング実施項目」では、指定管理者を点数により評価されているものの評価結果に対する根拠が明示されていないため、総括コメントを記載し、評価結果の根拠を明記することが望ましい。	意見
(5)	公表されている「指定管理者 管理実績基本情報」では、利用料金制が導入されているか否かの判断が難しいため、利用料金制の導入について明記することが望ましい。	意見

【各論】...指摘：6件、意見：15件

番号	担当課／施設／内容	指摘/意見
1	市民自治振興課／和歌山市南出島地区集会所 ほか	
(1)	「指定管理者 管理実績基本情報」の「施設利用の状況」について、基本情報が空欄となっている施設がある。基本的な情報はすべて記載することが望ましい。	意見
2	保険総務課／和歌山市立芦原共同浴場 ほか	
(1)	本来指定管理者が負担すべき費用を市が負担していることについて、仕様書及びリスク分担表とは異なった例外運用を行っている。例外運用を行う場合は、適切な協議を実施した記録の作成が必要となる。	指摘
(2)	運営状況の変化により、特別の事情があるとして、指定管理者と修繕の負担について協議をする場合は、協議記録を残すとともに、負担の考え方を整理することが必要である。	指摘
(3)	指定管理者制度のメリットを享受するためには公募での指定管理者選定を検討することが望ましい。応募者が十分に集まらない場合は、指定管理者制度を続けることが最適かどうか再検討することが望ましい。	意見
3	総務企画課／和歌山市夜間・休日応急診療センター	
(1)	備品の適切な管理のために、指定管理者が購入し、指定管理者の報告をもとに市の備品受払簿に登録する備品の取得日は、備品購入日とするべきである。	指摘
4	高齢者・地域福祉課／和歌山市西庄ふれあいの郷	
(1)	市のホームページでの公表資料において、指定管理料に余剰額が発生した場合、精算が行われるがあたかも利益が生じているような記載になっているなどいくつか記載誤りが発見された。正確な情報を発信するため、複数人によるチェック体制を整備し、正しい記載を行う必要がある。	指摘
(2)	ゲートゴルフ場の使用料徴収事務に係る金額について、収支に含めるかどうか年度によってばらつきがあることや、本来人件費として計上すべきところを「その他」に含められているため、施設運営の収支区分や計上方法については統一的な運用を行う必要がある。	指摘
5	障害者支援課	
	指摘・意見はなし	—
6	産業政策課	
	指摘・意見はなし	—
7	観光課	
	指摘・意見はなし	—
8	和歌山城整備企画課／和歌山城天守閣ほか	
(1)	指定管理者制度のメリットを享受するため、指定管理範囲の見直し、非公募から公募への変更、利用料金制の導入等を検討することが望ましい。	意見

9	文化振興課／和歌山市立和歌の浦アート・キューブ ほか	
(1)	市のホームページに公表する、モニタリングの実施結果において、どのような方法で管理運営状況の確認を行ったのかについて、具体的に示すことが望ましい。	意見
10	スポーツ振興課／和歌山市つつじが丘総合公園 ほか	
(1)	施設間で電気代の精算算定式に差が生じているため、電気代の負担に差が生じている。公平性をもった精算式とすることが望ましい。	意見
(2)	競争性を高めるために、応募者が少なくなっている原因を把握し、複数の応募者が公募に参加することができるような公募条件を検討されたい。	意見
11	農林水産課／和歌山市四季の郷公園	
(1)	「指定管理者 管理実績基本情報」における自主事業による収入の欄が、純額表示（収入と支出の差額の表示）となっている年度がある。総額表示で統一すべきである。	指摘
12	住宅第1課／和歌山市営住宅	
(1)	指定管理者の応募が少ない状況が続いているため、市内本社所在とする応募要件の緩和や指定管理料を増額するインセンティブの付与など魅力的に思われる業務設計を検討することが望ましい。	意見
(2)	利用者アンケートを実施し、その結果をよりよい指定管理者制度になるよう活かしていくことが望ましい。	意見
13	まちなみ景観課／和歌山市営城北公園地下駐車場 ほか	
(1)	和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場では、過去から市の収支で10,000千円以上の赤字が発生しているため、赤字を縮小するための改善策を検討し、実施することが望ましい。	意見
(2)	指定管理者が作成している備品管理台帳は、施設ごとに様式が異なっているため、備品管理台帳の様式を統一することが望ましい。	意見
(3)	多くの駐車場や駐輪場施設で利用者アンケートが実施されているが、大新地下駐車場で利用者アンケートが実施されていないため、大新地下駐車場でも実施することが望ましい。	意見
14	公園緑地課／和歌山東公園	
(1)	事業計画に設定された目標値と実績値が大きく乖離しているため、実績値を目標値に近づけるための業務改善を実施するか、実態にあった目標値を再検討することが望ましい。	意見
15	生涯学習課／和歌山市東部コミュニティセンター ほか	
(1)	指定管理者制度を導入している7カ所のコミュニティセンターのうち6カ所のコミュニティセンターは明確な論拠がないなかで、非公募にて、市の外郭団体を指定管理	意見

	者に選定している。非公募を継続するか改めて検討することが望ましい。	
(2)	コミュニティセンターの設置目的に関する適切なKPI（重要業績評価指標）が設定されていないため、設定することが望ましい。	意見
16	青少年課	
	指摘・意見はなし	—
17	読書活動推進課／和歌山市民図書館 ほか	
(1)	指定管理者からの収支報告について、現状の確認手法に加え、より客観性を高めるため、書類の記載基準の明確化、質疑記録の管理、客観的な検証ルールの導入などを実施することが望ましい。	意見

## 第4 指摘及び意見（共通事項）

ここでは、監査対象とした指定管理者制度導入施設のうち、複数の施設に共通して見られた状況について、共通の対応・検討が必要であると判断した事項を集約して記載した。

### 【1】共通事項

#### 1. 指摘及び意見

##### (1) 市の備品に関する管理不十分について（指摘）

###### 【現状】

物品の管理に関する必要事項を定める「和歌山市物品管理規則」第19条第2項では、「物品取扱主任は、その保管及び取扱いに係る物品について随時検査しなければならない。」と定められている。また、物品のうち、備品の適正な管理を行うための規程である「和歌山市備品管理要領」5（2）においては、「物品取扱主任は、年1回以上、備品受払簿に登載している備品と保管している備品との照合及び点検を行い、備品の配置及び保管状況等を確認し、重要物品保管報告書及び備品確認報告書により出納室に報告しなければならない。」と定められている。指定管理者に貸与している市の備品についても、それぞれの指定管理業務に係る協定書や仕様書において、当該規定に準じて管理することとされており、施設の管理者である指定管理者と、資産の管理責任を負う所管課が連携して適正な管理を行うことが求められている。

しかし、指定管理者制度導入施設を所管する課へヒアリングを行ったところ、備品受払簿の「設置場所」欄が十分に活用されていなかったり、各所管課の物品取扱主任による年1回の現物照合が実質的に行われず、指定管理者からの報告をそのまま受理して出納室へ報告していたりするなど、規定と異なる運用が複数の課に共通して見られた。

この状況を受け、高齢者・地域福祉課の福祉交流館、和歌山城整備企画課の和歌山城天守閣、まちなみ景観課の和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場、公園緑地課の和歌山東公園の4施設を対象に、指定管理者及び所管課担当者の立ち会いのもと、備品受払簿に基づく現物照合調査を抽出により実施した。その結果、以下の状況が確認された。

なお、実施にあたっては、市の管理する備品受払簿から無作為に10件前後の備品を抽出し、現物の有無及び備品番号により市の備品を管理するための管理シール（以下、「管理シール」という。）の貼付の有無に着目して調査を行った。

福祉交流館（高齢者・地域福祉課）

備品番号	品名	現物の有無	管理シールの有無	備考
31870	台車	○	○	
31967	ファイリングキャビネット	○	○	
32141	スツール（丸イス）	○	○	
32173	ロビーチェア	○	○	
32210	ホワイトボード	○	×	
32215	エアガン	○	○	
32235	トイレ用小物	○	○	
32288	ブラインド	○	×	* 1
32291	屑入れ	×	×	* 2
32771	窯（陶芸用電気式）	○	○	

\* 1 ブラインド...全館に設置されているブラインドについて、備品受払簿には一式で登録されており、管理シールを確認することができなかった。

\* 2 屑入れ...備品受払簿には、全館で 24 件の屑入れの登録があるが、現物は 23 件しか確認できておらず、市有であることを表示するシールは、うち 22 件のみに貼付されている状況であった。備品番号が記載された管理シールが確認できず、抽出した備品であるかどうかについての確証は得られなかった。

和歌山城天守閣（和歌山城整備企画課）

備品番号	品名	現物の有無	管理シールの有無	備考
9958	長椅子	×	×	* 3
10006	レターケース	○	×	
10184	エンジンプロワ（集じん機）	○	×	
10232	放送器具一式	○	×	
10245	トランシーバー	×	×	* 4
10262	セカンドクリーナー	×	×	* 5
10516	小薙刀	○	×	
80816	ラミネーター	○	×	
80874	扇風機（スリムファン）	○	×	
81022	事務用チェア	×	×	* 3
226830	テント	○	×	

\* 3 長椅子・事務用チェア...備品受払簿には、全館で 10 件の長椅子、2 件の事務用チェアの登録があるが、それぞれ現物との数量の一致は確認されているものの、備品番号が記載された管理シールが確認できず、抽出した備品があるかどうかについての確証は得られなかった。

\*4 トランシーバー...備品受払簿には、全館で2件のトランシーバーの登録があるが、指定管理者によると、3年ほど前に処分済みとのことであった。なお、処分時において、市への報告は行われていなかった。

\*5 セカンドクリーナー...現物照合に際し、所管課が事前に確認を行ったところ、処分済みであり現物がないことが分かった。なお、処分時において、市への報告は行われていなかった。

和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場（まちなみ景観課）

備品番号	品名	現物の有無	管理シールの有無	備考
48034	固定金庫	○	○	
48064	消火器保管庫	○	○	
48067	消火器保管庫	○	○	
48101	消火器	○	○	
48105	消火器	○	○	
48119	レジスター	○	○	

和歌山東公園（公園緑地課）\*7

備品番号	品名	現物の有無	管理シールの有無	備考
51019	ワイヤレスマイク	○	×	
51141	バリカン	○	×	
45753	並回転椅子（一般用）	○	×	
45769	折りたたみイス	○	×	
46515	折りたたみイス	○	×	
46779	折りたたみイス	○	×	
47153	傘立	○	×	
47247	脚立	○	×	
47505	丸印	○	×	
47540	マット	○	×	
47736	ハンディカウンター	×	×	*6

\*6 ハンディカウンター...現物照合に際し、所管課が事前に確認を行ったところ、備品受払簿に全館で11件登録されているハンディカウンターについて、全て処分済みであり現物がないことが分かった。

\*7 和歌山東公園の野球場において、備品受払簿に記載のないワイヤレスマイクが1件あることが判明した。所管課によると、指定管理者より、令和6年4月に取得したとして令和7年4月頃に備品受払簿への登載依頼があったものの、これまで登載を失念していたものとのことである。また、その他の備品についても確認を行ったところ、全1,730件の備品のうち51件について現物がないことが判明した。

今回の現物照合調査により、備品処分時の市への報告漏れや備品の現物の所在不明、管理シールの貼付漏れなど、備品管理に関する運用上の問題が複数の施設で確認された。これらの状況から、調査対象とした4施設以外においても、以下の4点については同様の問題が複数の所管課及び施設に共通して存在していることが推察される。

#### (A) 設置場所情報の記載漏れ

所管課が作成する市の備品受払簿については、備品の取得や除売却等の記録が中心となり、「設置場所」欄が空欄のままとなっている施設が多く見受けられる。一方、一部の指定管理者が管理する独自の備品管理台帳に設置場所が記載されている場合もあるが、この場合、所管課が備品の設置場所を確認する都度、指定管理者に照会する必要があるが生じる。そのため、市として備品の所在を即時に把握することが困難となり、市民への説明責任や情報の一元管理、管理の透明性の確保といった観点からも十分とはいえない状況である。

#### (B) 管理シールの貼付漏れ

和歌山市物品管理規則第10条では「備品には、市有であることを表示しておかなければならない。」とされており、出納室から各所管課に備品番号が記載された管理シールが配付されている。平成30年には従来の銀色フィルムシール（下図の中央部）に替え、過年度取得分も含めて紙素材のシール（下図の最下部）が配布された。

しかし、現地照合調査の結果、管理シールの貼付が徹底されていない事例や、出納室から配布された管理シールの所在が施設内で不明となっている事例が多く確認されている。管理シールの貼付が徹底されていないことで、同じ種類の備品が複数存在する場合に、それぞれの備品番号や取得時期を現物と正確に紐づけることができず、現物照合や台帳管理が困難になる。これにより、資産の識別性や管理の実効性が著しく低下し、紛失や誤用のリスクが高まる。



和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場事務所内のレジスター（調査時に監査人撮影）

(C) 帳簿記録の適時更新の不徹底

和歌山市物品管理規則第 23 条では、「帳簿の記録は、その記録すべき原因の発生の都度、関係書類に基づき、直ちに行わなければならない。」と定められている。しかし、実際には多くの指定管理者制度導入施設において、備品の取得、移動、除却等の情報が年度末にまとめて市へ報告されているとのことであり、規定どおりの運用とはなっていない。実務上、都度の報告・更新は事務負担が大きく、特に取得件数が多い時期には対応が困難な場合もある。しかし、帳簿記録が遅れることにより、備品の管理状況が適時に反映されず、備品の所在不明や記載漏れ等の発見が困難となり、結果として、資産管理の正確性や信頼性が損なわれるリスクがある。

(D) 所管課による現物照合の不徹底

年に一度、出納室から各所管課の物品取扱主任に対し、和歌山市物品管理規則第 19 条に基づく、備品受払簿の検査・確認及び備品確認報告書の提出が求められている。しかし、多くの指定管理者制度導入施設においては、物品取扱主任やその他の市の職員が施設へ赴いて現物照合を行うことなく、指定管理者が行った現物照合の結果をそのまま受理し、出納室へ報告する運用が定着していた。さらに、今回の調査では、備品受払簿に登録されている備品について数年にわたり現物の所在が不明となっている事例も確認され、市はこれまでその状況を把握していなかった。

これらの状況は、特定の課や施設に限られたものではなく、市が指定管理者制度を運用するうえで全体に共通する問題である。帳簿記録の遅延や設置場所の記載漏れ、管理シールの貼付漏れ、規定どおりの現物照合の不徹底といった問題は、備品の所在不明・記録漏れ・説明責任不履行等のリスクを高め、市の備品の適正管理や市民への説明責任、資産管理の透明性・信頼性を著しく損なう要因となりかねない。

**【指摘】**

上記のような現状とリスクを踏まえ、市の備品の適正な管理体制を確立するためには、所管課や施設が共通して抱える問題に対し、実効性のある運用改善や体制整備を行うことが不可欠である。

そのため、以下に示す各項目について、具体的な改善策を述べる。

(A) 設置場所情報の記載漏れ

備品受払簿に設置場所を必ず記載し、移動や移設があった際は速やかに更新する運用を徹底することが必要である。設置場所の明確化により、備品所在の即時

把握や説明責任が果たせるよう、指定管理者との情報共有体制を強化することが求められる。

(B) 管理シールの貼付漏れ

全ての備品へのシール貼付を徹底し、貼付状況の定期的な確認を義務付けるとともに、シールの管理・再発行手続等の運用ルールを整備することが必要である。貼付困難な備品については、代替手段（例：写真による記録等）を決定したうえで、運用の手引きにおいて明確化し、資産の識別性を確保する必要がある。

(C) 帳簿記録の適時更新の不徹底

帳簿記録については、現行規定の「都度・直ちに記録」を実効性ある運用とするため、実務上の負担や現場の実態を踏まえたうえで、報告・記録方法やタイミングの見直しを含めた運用ルールの再検討が必要である。規定どおりの都度更新が困難な場合は、規程自体の一部改正及び運用の手引きの改正も視野に、資産取得・移動・除却時の確実な報告・記録体制の整備を図るべきである。

(D) 所管課による現物照合の不徹底

現行の和歌山市備品管理要領では、物品取扱主任による年1回以上の現物照合を規定しているものの、多くの施設において規定どおりの現物照合は実施されていない状況が見受けられる。指定管理者に貸与している備品についても、市の備品である以上、和歌山市物品管理規則及び和歌山市備品管理要領に則った適切な管理が求められる。

したがって、各施設において規定に基づく現物照合が実施されているかについて定期的に確認を行うなど、規定と乖離のない備品管理が徹底されるよう、運用状況の点検や報告体制の強化を図ることが有効であると考えられる。

(2) 備品管理における指定管理者制度に沿った規程の見直しについて（指摘）

【現状】

現行の和歌山市備品管理要領では、各所管課の物品取扱主任が年1回以上の現物照合を実施することが求められているが、この運用は主に直営施設を想定したものであり、指定管理者制度導入施設には必ずしも適合していないと考えられる。指定管理者制度においては、備品管理責任は原則として市にあるものの、指定管理者制度導入施設における実際の備品管理は指定管理者が担っており、所管課は指定管理者に貸与している市の備品の管理状況を把握する立場となっている。しかし、現物照合の不徹底や所在不明備品の発生、指定管理者の備品管理台

帳や市の備品受払簿の記載内容の不一致など、備品の所在や管理責任が曖昧になる事例が見受けられる。また、台帳管理の方法も統一されておらず、情報共有や更新が十分に行われていない現状がある。

#### 【指摘】

現行の規程や運用手順は、指定管理者制度の趣旨や施設の実態に必ずしも適合していない。特に、備品管理に関する役割分担や現物照合の具体的な運用方法が、現場の実情に合った形で明確化されていない。

そのため、現行規程どおりの年 1 回全件現物照合を各所管課の物品取扱主任に求める方法が、指定管理者制度の目的や施設運営の実態と合致しているかを検証し、より実効性・現実性のある現物確認方法への見直しを検討する必要がある。あわせて、指定管理者の備品管理台帳と市の備品受払簿の記載内容の整合性を定期的に確認し、不一致が生じた場合の対応手順も明確化すべきである。

また、備品管理を行うにあたっては、指定管理者の備品管理台帳と市の備品受払簿との間で記載内容の整合性を定期的に確認し、不一致があれば速やかに原因を究明し対応することが求められる。

今後は、現行規程どおりの年 1 回の全件現物照合を各所管課の物品取扱主任に求める方法を維持するのか、あるいは指定管理者による備品管理と所管課による備品管理状況のチェックを組み合わせた、より実効性・現実性のある現物確認方法へ見直すのか、制度の目的や施設の実態を踏まえて検討する必要がある。

和歌山市物品管理規則及び和歌山市備品管理要領の見直しにあたっては、指定管理者制度の運用を所管する行政経営課、和歌山市物品管理規則等を所管する出納室、及び各所管課が連携し、全庁的な合意形成のもとで必要な規程整備を進めることが求められる。

こうした見直しを通じて、市の備品の適正な管理と説明責任の徹底、資産管理の信頼性・透明性の向上を図ることが期待される。

### (3) 指定管理者との協議・モニタリング評価記録について（意見）

#### 【現状】

複数の所管課において、指定管理者との日常的な問い合わせ対応や協議内容、指定管理者から提出された事業報告書等資料に対する確認事項について、文書（打合せ記録簿等）として記録・保管されていない事例が見受けられる。現状では口頭でのやり取りが中心となっているため、担当者の異動や退職の際に過去の経緯や合意事項が十分に引き継がれず、管理運営の一貫性が損なわれるリスクがあると考えられる。

また、毎年度末に事業報告書等を受領し市が実施する、指定管理者制度導入施設の管理運営状況に関するモニタリング評価についても、評点は公表されているものの、その根拠となる具体的な事実や観察内容、評価者の判断プロセスが記録されていない状況が見られる。特に前年度から評点の変動があった場合でも、その理由や背景が文書として残されていないため、評価の公平性や透明性に対する懸念も生じうる。

### 【意見】

このような記録・情報管理が十分でない現状を踏まえ、管理運営の一貫性・評価の公平性・透明性を確保するために、次のような改善を行うことが望ましい。

#### (A) 指定管理者との協議・確認事項の記録

事業計画の変更や契約内容の改定、管理運営に関する指導・監督等に際して、その過程で指定管理者と交わした協議内容に加え、指定管理者から提出された事業報告書等に関する質問とその回答の内容についても、必要に応じて協議記録簿や議事録等の文書として作成・保管することが望ましい。

#### (B) モニタリング評価の根拠記録

各評価項目の評点に至った判断の根拠となる具体的な事実や観察内容、評価者の判断理由を記録しておくことが望ましい。特に、評点の変動があった場合には、その理由や背景も文書として残しておくことが有効と考えられる。

また、評価記録の様式については、現場の負担を軽減しつつ必要な情報を確実に記録できるよう、統一された簡便なフォーマットを導入することが望ましいと考えられる。

#### (C) 運用の手引きの改定と周知

協議記録や評価記録の作成・保管に関するルールや、記録対象の選定基準、記録様式などを運用の手引きに明確に示し、指定管理者制度導入施設を所管する課に周知することが望ましい。

重要性が低い事項まで一律に記録を求めるのではなく、管理責任や説明責任の観点から必要な事項について、所管課が「必要に応じて記録」する運用とすることが適切であると考えられる。

また、必要な記録を確実に残しつつ、現場の業務負担や効率にも配慮した運用を心がけることが望ましい。

#### (4) 指定管理者モニタリング実施項目の様式について（意見）

##### 【現状】

市では、指定管理者の評価を以下のとおり、「指定管理者モニタリング実施項目」に基づき実施しており、多くの指定管理者では 200 点満点の採点方式で S～D ランクに区分して評価している。しかし、実際には多くの担当課で A ランク以上の高評価が付与されているものの、「指定管理者モニタリング実施項目」ではその点数や評価の根拠が明確に示されていないため、なぜこのような評価結果になっているかが把握できない状況になっている。また、市民からの照会に対し、評価の根拠や経緯を十分に説明できず、説明責任を果たせない事態が想定される。

##### 【意見】

改善策としては、評価結果に対して「指定管理者モニタリング実施項目」に必ず総括コメントを記載し、なぜその評価結果となったのか、その根拠や判断理由を第三者目線でも把握できるように明示する運用を確立することが望ましい。改善策としては、評価者が項目ごとに事実や実績に基づいた説明を行い、総括コメント欄に記載することが望ましいと考えられる。一方、他の地方公共団体においては、指定管理者評価の際に総括コメントを必ず記載し、なぜその評価結果となったのか理由を明確に説明している例が多く見られる。これらの先進事例では、評価根拠の明確化や説明責任の徹底が図られている。市においても、こうした他団体の取組みを積極的に参考とし、評価の透明性と納得性を高めるための体制整備を進めることが望ましい。総括コメントの記載を徹底することで、モニタリング制度の実効性向上が期待できると考えられる。

指定管理者者モニタリング実施項目	管理施設名: [ ]	指定管理者名: [ ]	採点項目	配点 (満点)	評点	確認方法等(※は実地調査すべき事項)
1 住民の平等な利用を確保することができるものであるか	①施設の利用目的を十分理解しているか ②情報公開に関する考え方や方針はどうか ③関係法令・条例・規則等の把握及び遵守に関する考え方や方針はどうか ④特定の団体や個人に偏らない平等・公正な利用ができるものとなっているか ⑤苦情処理を適切に行なっているものとなっているか	【40点】	8点 8点 8点 8点 8点	【40点】	8点 8点 8点 8点 8点	※ピアリング(目的外の事業を実施していないか、など) ホームページでの公開内容、※マニュアルの整備状況、※書籍の整備・保存方法 ※ピアリング ※予約システムによる利用状況データ、※減免申請書(利用料金等の場合) ※苦情処理マニュアル等の有無、※苦情の件数・内容等データを一元化したもの
3 施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであるか	①過度に利益を優先するものとなっているか ②施設及び備品類についての整備・保守・衛生管理についての考え方や方針はどうか ③定期的な自己点検・自己評価を行うか ④個人情報保護に関する考え方や方針はどうか ⑤事故や犯罪防止に向けた安全管理の取組を行っているか	【30点】	6点 6点 6点 6点 6点	【30点】	6点 6点 6点 6点 6点	収支が有る自主事業の実働時間等、※有料施設等の有無・程度 設備・備品等の状況、※修繕・点検・改修等の記録簿、※備品台帳 自己評価の実働状況、実働内容、※業務日誌 ※マニュアルの整備状況 詳細実働計画、※マニュアル整備状況、※整備の状況
5 施設の管理に係る経費の削減を図ることができるものであるか	施設の管理に係る経費の削減に向けた取組を行っているか	【20点】	20点	【20点】	20点	予算計画と決算との比較、受発者負担の状況、再委託業務の状況
<b>合 計</b>			200点	200点	<b>総合評価 S(優良)</b>	

【総合評価】 ※施設所管理が指定管理者へのピアリングや実地調査を行い、提案内容や協定書等を熟慮しながら指定管理者による施設の管理運営状況を評価。

◎総合評価の基準 S(優良)・・・160～200点 A(良)・・・120～159点 B(標準)・・・100～119点 C(要改善)・・・50～99点 D(不適切)・・・0～49点

※ここに示しているのは参考であり、本例によらず各施設ごとに評価項目を定めることと併せて、各施設の形態に応じた評価項目や配点等を定めてください。

(5) 「指定管理者 管理実績基本情報」の様式について（意見）

**【現状】**

市のホームページには、以下の図のとおり「指定管理者 管理実績基本情報」が公表されており、各指定管理者の施設利用の状況や指定管理業務に係る収支状況などが記載されている。しかし、「指定管理者 管理実績基本情報」には利用料金制が導入されているか否かについて明記されておらず、一目で判断することが難しい様式となっている。ここで利用料金制とは、施設の使用料を市の歳入とするのではなく、利用料金として指定管理者の収入とすることができる制度であり、利用料金制を導入することで指定管理者の自発的な経営努力を促し、また財務事務の軽減にも繋がる効果が期待できる制度となっている。このように、指定管理者制度において利用料金制の導入状況は施設運営や財務管理の透明性を確保する上で重要な情報となっているが、利用料金制の導入状況が明記されていないと第三者が各施設の状況を把握するために必要な情報が十分に提供できていない。また、「使用料収入又は利用料金収入」の欄について、利用料金制を導入している場合は利用料金収入の金額を記載し、利用料金制を導入していない場合は使用料収入の金額が記載されているが、実際にはどちらの収入金額が記載されているのかが非常に分かりづらい記載となっている。この場合、制度の運用実態や財務状況の把握が困難になる。

**【意見】**

「指定管理者 管理実績基本情報」の様式において、利用料金制が導入されているか否かが明記できる様式にすることが望ましい。具体的には、様式内に「利用料金制の導入状況」を項目として新設し、「導入している」「導入していない」のいずれかを明確に選択・記載できるようにすることが考えられる。これにより、利用料金制の導入状況が一目で把握できるようになり、利用料金制を導入している場合には利用料金収入の金額を、導入していない場合には使用料収入の金額を、それぞれ該当する欄に明確に記載することで、どちらの収入金額が記載されているのかも容易に判別できるようになる。このような様式の見直しにより、指定管理者制度の概要や財務状況の把握が容易となり、市民から分かりやすいものとなり、指定管理者制度全体の透明性と信頼性の向上につながると考えられる。

指定管理者 管理実績基本情報（参考例）

評価期間 年 月 日～ 年 月 日

施設名		所在地	
-----	--	-----	--

施設の設置目的	
---------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
年 / 年	

施設利用の状況

利用者数	今年度	前年度	使用料収入 又は(単位:円) 利用料金収入	今年度	前年度

減免件数	今年度	前年度	減免金額 (単位:円)	今年度	前年度

開館日数	今年度	前年度	貸室稼働率	今年度	前年度

自主事業開催回数	今年度	前年度	自主事業参加者数	今年度	前年度

指定管理業務に係る収支状況

(単位:円)

	項目	今年度	前年度	増減
収 入	指定管理料収入			
	利用料金収入			
	自主事業による収入			
	その他 合計			
支 出	人件費			
	修繕費			
	外部委託費			
	その他 合計			
【損益】 →				

市の収支

(単位:円)

	項目	今年度	前年度	増減
収 入	使用料			
	広告料			
	目的外使用料収入			
	その他 合計			
支 出	指定管理料			
	修繕費(市の修繕分)			
	人件費			
	その他 合計			

## 第5 指摘及び意見（各論）

ここでは、各施設において個別の指摘・意見に至った事項等を記載した。

### 【1】市民自治振興課

#### 1. 指定管理者制度導入施設の概要

##### (1) 和歌山市加太総合交流センターの概要

施設名	和歌山市加太総合交流センター	所在地	和歌山市加太2692番地の1
-----	----------------	-----	----------------

施設の設置目的	地域住民相互の交流及び地域活動の振興に資するため
---------	--------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの管理運営に関する業務</li> <li>・センターの維持管理に関する業務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
和歌山市加太地区連合自治会	和歌山市加太2692番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
4年 / 5年	非公募

#### <施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	1,942	1,975	使用料収入	10,952	22,066
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	116	132		741,072	648,280

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	96	97		—	—

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	805,375	805,375	0
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	805,375	805,375	0
支 出	人件費	547,429	544,935	2,494
	修繕費	-	-	-
	外部委託費	213,040	206,440	6,600
	その他	44,906	54,410	▲9,504
	合計	805,375	805,785	▲410
<b>【損益】</b>		0	▲410	410

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	10,952	22,066	▲11,114
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	10,952	22,066	▲11,114
支 出	指定管理料	805,375	805,375	0
	修繕費 (市の修繕分)	121,000	0	121,000
	人件費	-	-	-
	その他	882,257	923,590	▲41,333
	合計	1,808,632	1,728,965	79,667
<b>【損益】</b>		▲1,797,680	▲1,706,899	▲90,781

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(2) 9 地区集会所の概要

施設名	以下の表*1に記載	所在地	以下の表*1に記載
-----	-----------	-----	-----------

施設の設置目的	地区住民の福祉の向上を図ること
---------	-----------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会館の使用の許可その他会館の管理運営に関する業務</li> <li>・会館の維持管理に関する業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
以下の表*1に記載	—

指定管理年数/指定期間	公募・非公募の別
4 年 / 5 年	非公募

<施設利用の状況>

利用者数	R 6 年度	R 5 年度	(単位:円)	R 6 年度	R 5 年度
	—	—	使用料収入	—	—
			利用料金収入	—	—

減免件数	R 6 年度	R 5 年度	減免金額 (単位:円)	R 6 年度	R 5 年度
	—	—		—	—

開館日数	R 6 年度	R 5 年度	貸室稼働率	R 6 年度	R 5 年度
	—	—		—	—

自主事業開催回数	R 6 年度	R 5 年度	自主事業参加者数	R 6 年度	R 5 年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	-	-	-
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-
支 出	人件費	-	-	-
	修繕費	-	-	-
	外部委託費	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-
<b>【損益】</b>		-	-	-

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	-	-	-
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-
支 出	指定管理料	-	-	-
	修繕費 (市の修繕分)	994,400	930,710	63,690
	人件費	-	-	-
	その他	1,505,867	1,377,841	128,026
	合計	2,500,267	2,308,551	191,716
<b>【損益】</b>		<b>▲2,500,267</b>	<b>▲2,308,551</b>	<b>▲191,716</b>

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

\* 1 【9地区集会所】

施設名	所在地	指定管理者名
和歌山市南出島地区集会所	和歌山市南出島 27-12	宮前地区第 16 区自治会
和歌山市北出島・有家西集会所	和歌山市北出島 141-12	宮地区第 16 区自治会
和歌山市新中島地区集会所	和歌山市中島 607-2	宮前地区第 24 区自治会
和歌山市有家地区集会所	和歌山市有家 73-2	宮地区第 3 区自治会
和歌山市三葛地区集会所	和歌山市三葛 830	名草地区三葛自治会
和歌山市加太地区会館深山分館	和歌山市深山 105	加太地区深山自治会
和歌山市紀三井寺北集会所	和歌山市紀三井寺 807-66	名草地区旭橋団地自治会
和歌山市有本地区集会所	和歌山市有本 572-5	四箇郷地区栗林北自治会
和歌山市宮北地区集会所	和歌山市友田町 3 丁目 65	宮北地区連合自治会

【概要補足等】

市民自治振興課所管の指定管理者制度導入施設は、和歌山市加太総合交流センター及び9地区集会所（和歌山市南出島地区集会所、和歌山市北出島・有家西集会所、和歌山市新中島地区集会所、和歌山市有家地区集会所、和歌山市三葛地区集会所、和歌山市加太地区会館深山分館、和歌山市紀三井寺北集会所、和歌山市有本地区集会所、和歌山市宮北地区集会所）である。

和歌山市加太総合交流センターは、関西国際空港整備事業の一環として市が建設し、地域住民相互の交流及び地域活動の振興に寄与してきた施設であり、平成 18 年度から指定管理者制度が導入されている。指定管理者の選定は、地域特性（活動状況等）を十分に把握された団体による運営や管理が適切であることから、非公募により当該施設所在地域の連合自治会を選定している。当該施設は、地域住民相互の交流及び地域活動の振興に資することを目的としており、収入の増加を目的としたものではないため、利用料金制は導入していない。

また、9地区集会所については、斎場などの周辺環境へ配慮を要する公共施設建設に対する地域還元施設で、地区住民の福祉の向上を図ることを目的としている施設であり、平成 18 年度から指定管理者制度が導入されている。指定管理者の選定は、

その利用が各施設の所在する地域の自治会又は連合自治会に限られることから、非公  
募により同団体を選定している。

和歌山市加太総合交流センター



和歌山市紀三井寺北集会所



和歌山市三葛地区集会所



## 2. 指摘及び意見

### (1) 「指定管理者 管理実績基本情報」について（意見）

#### 【現状】

「指定管理者 管理実績基本情報」の「施設利用の状況」欄において、利用者数や開館日数などの基本的な情報が和歌山市加太総合交流センターでは記載されているものの、9地区集会所では未記載となっている。これは、当該施設が地域住民を対象としたものであり、広く一般に開放していないという施設の性質に基づき、記載しない方針が取られていたためである。しかし、何も記載がないままでは、ホームページで基本情報を確認した市民等が、記載漏れや管理の不備と誤認するおそれがある。

#### 【意見】

「指定管理者 管理実績基本情報」の「施設利用の状況」欄において、利用者数や開館日数などの基本的な情報はすべて記載することが望ましい。施設の性質上、例えば地域住民のみを対象としており、広く一般に開放していないなどの理由で、利用者数や開館日数を記載することが難しい場合であっても、何も記載しないままにするのではなく、記載しない理由を備考欄等に明確に示す対応を徹底することが望ましいと考える。こうした対応により、市民や関係者が記載漏れや管理の不備と誤認することを防止でき、施設の状況が適切に把握・管理されていることを第三者にも分かりやすく示すことが可能となる。最終的には、情報公開の透明性が高まり、指定管理者や自治体に対する信頼性の向上につながるものとする。

【2】保険総務課

1. 指定管理者制度導入施設の概要

(1) 和歌山市立芦原共同浴場の概要

施設名	和歌山市立芦原共同浴場	所在地	和歌山市雄松町3丁目50番地
-----	-------------	-----	----------------

施設の設置目的	地域住民の衛生面における生活の向上を図る
---------	----------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山市立芦原共同浴場の管理運営業務</li> <li>機能及びその性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に関する業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
芦原共同浴場運営委員会	和歌山市雄松町3丁目50番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3年 / 5年	非公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	20,343	18,973	使用料収入	—	—
			利用料金収入	3,720,310	3,255,160

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	—	—		—	—

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	305	304		—	—

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	9,307,000	9,105,000	202,000
	利用料金収入	3,720,310	3,255,160	465,150
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	175,205	454,152	▲278,947
	合計	13,202,515	12,814,312	388,203
支 出	人件費	3,480,000	3,480,000	0
	修繕費	561,110	515,516	45,594
	外部委託費	158,400	144,000	144,000
	その他	8,814,266	8,533,360	280,906
	合計	13,013,776	12,672,876	340,900
<b>【損益】</b>		188,739	141,436	47,303

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	-	-	-
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-
支 出	指定管理料	9,307,000	9,105,000	202,000
	修繕費 (市の修繕分)	1,090,650	695,750	394,900
	人件費	-	-	-
	その他	2,016,849	1,266,874	749,975
	合計	12,414,499	11,067,624	1,346,875
<b>【損益】</b>		▲12,414,499	▲11,067,624	▲1,346,875

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(2) 和歌山市立杭の瀬共同浴場の概要

施設名	和歌山市立杭の瀬共同浴場	所在地	和歌山市杭ノ瀬 79-10
-----	--------------	-----	---------------

施設の設置目的	地域住民の衛生面における生活の向上を図る
---------	----------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山市立杭の瀬共同浴場の管理運営業務</li> <li>・機能及びその性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に関する業務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
杭の瀬共同浴場運営委員会	和歌山市杭ノ瀬 79-10

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3 年 / 5 年	非公募

<施設利用の状況>

利用者数	R 6 年度	R 5 年度	(単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	36,913	37,528	使用料収入	—	—
			利用料金収入	6,191,200	6,049,050

減免件数	R 6 年度	R 5 年度	減免金額 (単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	—	—		—	—

開館日数	R 6 年度	R 5 年度	貸室稼働率	R 6 年度	R 5 年度
	292	296		—	—

自主事業開催回数	R 6 年度	R 5 年度	自主事業参加者数	R 6 年度	R 5 年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	7,404,000	7,720,000	▲316,000
	利用料金収入	6,191,200	6,049,050	142,150
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	260,355	375,219	▲114,864
	合計	13,855,555	14,144,269	▲288,714
支 出	人件費	5,292,240	5,172,240	120,000
	修繕費	129,400	628,056	▲498,656
	外部委託費	55,739	55,739	0
	その他	8,136,551	8,095,085	41,466
	合計	13,613,930	13,951,120	▲337,190
<b>【損益】</b>		241,625	193,149	48,476

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	-	-	-
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-
支 出	指定管理料	7,404,000	7,720,000	▲316,000
	修繕費 (市の修繕分)	1,298,770	1,406,548	▲107,778
	人件費	-	-	-
	その他	1,812,113	1,254,721	557,392
	合計	10,514,883	10,381,269	133,614
<b>【損益】</b>		▲10,514,883	▲10,381,269	▲133,614

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

### 【概要補足等】

保険総務課所管の指定管理者制度導入施設は和歌山市立芦原共同浴場と和歌山市立杭の瀬共同浴場である。これらの施設は地域改善を目的として設立され、平成 18 年度から指定管理者制度が採用されており、非公募で地域の運営委員会を指定管理者に選定している。両施設ともに利用料金制を採用しており、利用料金で賄えない運営費用については指定管理料により運営している。

和歌山市立芦原共同浴場



和歌山市立杭の瀬共同浴場



## 2. 指摘及び意見

### (1) リスク分担表と運営の不整合について① (指摘)

#### 【現状】

「指定管理者 管理実績基本情報」では、市の支出として、和歌山市立芦原共同浴場は 12,414 千円、和歌山市立杭の瀬共同浴場は 10,514 千円が計上されている。このうち大部分は指定管理料であるが、795 千円及び 439 千円は管理委託費（消防設備点検、ガス保守点検、貯水槽清掃等）として支出されている。当該業務の仕様書 10(3)及びリスク分担表によれば、これらの費用は、指定管理者の負担となるべきものであり、市が負担する場合は別途協議が必要とされている。しかし、以前から当該運用により指定管理事業を実施してきているとのことだが、協議の記録や合意文書等は確認できなかった。

#### 【指摘】

指定管理者制度導入以前から各運営委員会による共同浴場の運営が継続しており、一部の管理委託費を市が負担していることについて、両者間で問題は生じていないものの、仕様書及びリスク分担表とは異なった運用を行っている。仕様書及びリスク分担表とは異なった例外運用を行う場合は、適切な協議を実施した記録の作成が必要となる。

### (2) リスク分担表と運営の不整合について② (指摘)

#### 【現状】

当該業務の仕様書 10(3)イでは 20 万円未満の修繕については、指定管理者の負担であることが定められている。ヒアリングを行ったところ、近年の燃料費の高騰による運営の圧迫を理由に、原則として指定管理者負担となる 20 万円未満の修繕費についても、市において負担しているケースがあるとのことであった。当該業務の仕様書 10(3)イにおいては、特別の事情があると認められる場合は、市と指定管理者との協議により修繕を実施するものと定められており、当該市の一部負担についても、指定管理者との協議のうえ実施しているとの回答であった。しかし、20 万円未満の修繕のうち指定管理者側が実施している部分もあり、市が負担する範囲の判断基準は別途定められておらず、協議記録等も残存していなかった。たしかに、指定管理者の損益は比較的多かった年度でも和歌山市立杭の瀬共同浴場(R6 年度)でプラス 241 千円、和歌山市立芦原共同浴場(R6 年度)でプラス 188 千円と少なく、市が 20 万円未満の修繕も一部負担することにより、指定管理者の運営負担を市が軽減している状況ではある

が、令和5年度において和歌山市立芦原共同浴場では燃料費の高騰による予算超過額よりも修繕費予算の未執行額が大きい状況であった。

#### 【指摘】

燃料費高騰による指定管理者の運営の圧迫を軽減するために、一部の少額修繕を市が負担することには一定の合理性があると考えます。しかし、両者に帰属する負担を明確にすることは、責任ある事業運営を行うための前提である。市が負担する修繕範囲が明確となっていない場合には、事業上の負担範囲が定まらず、責任が曖昧となってしまう可能性がある。指定管理者の損益は決して余裕のあるものではないが、指定管理者の修繕費予算に余剰が発生している年度も見受けられることから、過度な負担軽減とならないように修繕範囲を慎重に検討する必要がある。そのためには、指定管理者との協議を記録に残すことや、20万円未満のどのような箇所を市の修繕対象とするかを規定すること等の負担範囲を明確にすることが必要となる。もしくは、燃料費の高騰を修繕費で調整するのではなく、燃料費の高騰分を指定管理料の計算に加味し、指定管理料の増額で対応することも検討の余地がある。

### (3) 指定管理者制度の継続について（意見）

#### 【現状】

和歌山市立芦原共同浴場、和歌山市立杭の瀬共同浴場では平成18年度より指定管理者制度を採用している。指定管理者制度は民間の効率的な運営やサービス向上を目的としているが、当該施設については、小規模かつ地域に根差した施設であるため、施設用途の柔軟性の低さを考慮すると民間のノウハウを活用しにくい施設であると思われる。また、近年は家庭内風呂（内風呂）の普及・発展により、地域住民の公営浴場利用ニーズが変化している。こうした社会環境の変化の中で、指定管理者制度そのものが公営浴場事業に適合しなくなっている可能性も考えられる。

#### 【意見】

指定管理者制度の目的は民間のノウハウを活用してサービスの向上と費用の削減を目指すことにある。非公募における現在の運営形態では、指定管理者制度のメリットを享受することができないため、公募による指定管理者選定を検討することが望まれる。しかし、浴場事業の収益性や利用者数の減少、当該施設の特性を鑑みると、応募者が十分に集まらない可能性もあると思われる。この場合において、指定管理者制度のまま運用を続けることが市にとって最適かどうか検討が必要と考えられる。指定

管理者制度から業務委託制度への移行など、運営形態について検討することが望ましい。

### 【3】総務企画課

#### 1. 指定管理者制度導入施設の概要

##### (1) 和歌山市夜間・休日応急診療センターの概要

施設名	和歌山市夜間・休日応急診療センター	所在地	和歌山市吹上 5丁目2番15号
-----	-------------------	-----	--------------------

施設の設置目的	夜間及び休日における急病者を診療する
---------	--------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間及び休日（昼間）における急病者に対し、応急的な診療を行う医療機関として、診察、検査、投薬、指導に関する業務</li> <li>・和歌山市夜間・応急診療センターの管理運営に関する業務</li> <li>・和歌山市夜間・応急診療センターの維持管理に関する業務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益社団法人 和歌山市夜間・休日急患対策協会	和歌山市吹上5丁目2番15号

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
1 年 / 3 年	非公募

#### <施設利用の状況>

内科	平日	20時～24時	耳鼻咽喉科	平日	20時～24時
	土曜日	19時～翌6時		土曜日	19時～24時
	休日・ 年末年始	10時～12時、 13時～17時、 19時～翌6時		休日・ 年末年始	13時～17時、 19時～24時 ※年末年始のみ午前6時まで
小児科	平日	20時～翌6時	歯科	休日・盆 年末年始	10時～12時、 13時～15時
	土曜日	19時～翌6時			
	休日・ 年末年始	10時～12時、 13時～17時、 19時～翌6時			

#### <受診者数>

R 6 年度					R 5 年度				
内科	小児科	耳鼻咽喉科	歯科	計	内科	小児科	耳鼻咽喉科	歯科	計
12,136	13,728	3,259	507	29,630	13,771	18,623	3,166	389	35,949

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減	
収入	市からの交付金	-	-	-	
	診療報酬等	299,989,375	430,046,385	▲130,057,010	
	合計	299,989,375	430,046,385	▲130,057,010	
支出	報酬	167,861,751	164,944,575	2,917,176	
	給料	36,677,700	34,288,800	2,388,900	
	職員手当	32,673,512	31,828,506	845,006	
	共済費	15,931,279	16,005,584	▲74,305	
	賃金	20,357,314	19,700,917	656,397	
	報償費	356,400	319,000	37,400	
	退職給付手当	4,752,358	4,324,989	427,369	
	旅費	2,332,670	2,349,810	▲17,140	
	需用費	46,185,458	66,225,428	▲20,039,970	
	役務費	3,631,777	3,543,931	87,846	
	委託料	44,791,996	46,747,937	▲1,955,941	
	使用料及び賃借料	3,169,570	3,118,808	50,762	
	備品購入料	2,290,358	4,191,528	▲1,901,170	
	負担補助及び交付金	108,000	108,000	0	
	負担金	360,000	360,000	0	
	支払利息	-	-	-	
	公課費	0	1,000	▲1,000	
	雑支出	-	-	-	
		合計	381,480,143	398,058,813	▲16,578,670
	当期経常増減差額		▲81,490,768	31,987,572	▲113,478,340
一般正味財産期首残高		287,012,514	255,024,942	31,987,572	
一般正味財産期末残高		205,521,746	287,012,514	▲81,490,768	

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

### 【概要補足等】

総務企画課所管の指定管理者制度導入施設は和歌山市夜間・休日応急診療センターである。当施設は、市民の急病に迅速かつ適切な応急診療を提供するために設置された医療施設である。主に夜間及び休日の通常の医療機関が休診となる時間帯に、内科・小児科・耳鼻咽喉科・歯科の初期診療を実施しており、平成 18 年より指定管理者制度を導入している。新型コロナウイルス感染症の患者増加により令和 4、5 年度に多くの利益を計上し、余剰資金が発生したことから、令和 4、5、6 年度においては指定管理料となる交付金が支出されていないことに特徴がある。

和歌山市夜間・休日応急診療センター



## 2. 指摘及び意見

### (1) 備品受払簿の取得日の乖離（指摘）

#### 【現状】

指定管理期間において市から支払われた交付金より購入した備品については、市の備品となるため、指定管理者は備品の購入及び廃棄等の状況について市へ報告する必要がある(当該業務の仕様書 11)。市は報告を受けて、備品受払簿を整備している。備品受払簿に記載されている各備品の取得日について、指定管理者から提出された報告書に記載された購入日と一致していない事例が認められた。このような備品の取得日は、指定管理者からの報告を受け、備品を備品受払簿に登録した日が取得日とされているものが多く、実際の購入日と乖離が生じている備品も識別された。このことについて質問したところ、市の備品受払簿の取得日欄に記載された日付は、指定管理者の備品購入日ではなく、指定管理者からの購入報告を受け、市が備品受払簿へ登録した日になっているとのことであった。

#### 【指摘】

備品受払簿にかかる記載の正確性は適切な備品管理の観点から重要である。記載項目のなかでも備品の老朽化の判断等に取得日は重要な情報となる。また、備品受払簿に登録されている備品のなかには、購入時期が異なる同一品種の備品も存在していることから、取得日は現物照合の情報としても有効な情報となる。備品受払簿に登録する取得日が購入日となるように備品受払簿への登録をすることが必要となる。

なお、今回は和歌山市夜間・休日応急診療センターを対象に現地調査は実施していないため、取得日が記載され現物に貼付される管理シールの管理状況は確認していない。

#### 【4】高齢者・地域福祉課

##### 1. 指定管理者制度導入施設の概要

###### (1) 福祉交流館の概要

施設名	福祉交流館	所在地	和歌山市小人町 29 番地
-----	-------	-----	---------------

施設の設置目的	市民の福祉の増進及び文化教養の向上を図るため。
---------	-------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉活動の場として、施設を利用促進させる事業に関する業務</li> <li>・福祉交流館の使用の許可に関する業務</li> <li>・福祉交流館の維持管理に関する業務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会	和歌山市小人町 29 番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3 年 / 3 年	非公募

###### <施設利用の状況>

利用者数	R 6 年度	R 5 年度	(単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	79,851	81,739	使用料収入	731,430	763,810
			利用料金収入	—	—

減免件数	R 6 年度	R 5 年度	減免金額 (単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	4,372	4,433		14,034,390	14,275,440

開館日数	R 6 年度	R 5 年度	貸室稼働率	R 6 年度	R 5 年度
	307	309		41.13	41.34

自主事業開催回数	R 6 年度	R 5 年度	自主事業参加者数	R 6 年度	R 5 年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	32,327,189	32,903,051	▲575,862
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	32,327,189	32,903,051	▲575,862
支 出	人件費	15,649,975	15,619,112	30,863
	修繕費	108,680	582,714	▲474,034
	外部委託費	1,884,688	1,798,479	86,209
	その他	14,683,846	14,902,746	▲218,900
	合計	32,327,189	32,903,051	▲575,862
【損益】		0	0	0

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	731,430	763,810	▲ 32,380
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	562,166	45,388,897	▲ 44,826,731
	合計	1,293,596	46,152,707	▲ 44,859,111
支 出	指定管理料	32,327,189	32,903,051	▲ 575,862
	修繕費 (市の修繕分)	-	-	-
	人件費	-	-	-
	その他	14,962,811	45,459,529	▲ 30,496,718
	合計	47,290,000	78,362,580	▲ 31,072,580
【損益】		▲ 45,996,404	▲ 32,209,873	▲13,786,531

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(2) 和歌山市西庄ふれあいの郷の概要

施設名	和歌山市西庄ふれあいの郷	所在地	和歌山市西庄 1107 番地 36
-----	--------------	-----	-------------------

施設の設置目的	総合的な高齢者施策を推進するため、地域内の自然を生かし、高齢者のみならず若年層にも利用できる施設を目指し、市民のいきがいや新たな趣味の創出、健康増進など、市民生活の向上に寄与する。
---------	--

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に憩いの場を提供する事業に関する業務</li> <li>・ゲートゴルフ場及び多目的広場の使用の許可に関する業務</li> <li>・和歌山市西庄ふれあいの郷の維持管理に関する業務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益社団法人 和歌山市シルバー人材センター	和歌山市新生町 2 番 12 号 新南交流館 1 階

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
5 年 / 5 年	非公募

<施設利用の状況>

利用者数	R 6 年度	R 5 年度	(単位:円)	R 6 年度	R 5 年度
	15,625	21,500	使用料収入	1,061,980	1,314,770
			利用料金収入	—	—

減免件数	R 6 年度	R 5 年度	減免金額* 1 (単位:円)	R 6 年度	R 5 年度
	1	1		3,300	1,800

開館日数	R 6 年度	R 5 年度	貸室稼働率	R 6 年度	R 5 年度
	308	308		—	—

自主事業開催回数	R 6 年度	R 5 年度	自主事業参加者数	R 6 年度	R 5 年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	16,960,710	17,228,677	▲267,967
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	16,960,710	17,228,677	▲267,967
支 出	人件費	10,445,473	11,084,491	▲639,018
	修繕費	141,680 * 2	210,455	▲68,775
	外部委託費	1,761,161	1,761,161	0
	その他	4,612,396	4,172,570	439,826
	合計	16,960,710	17,228,677	▲267,967
<b>【損益】</b>		0	0	0

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	714,600	836,480	▲121,880
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	491,690	641,093	▲149,403
	合計	1,206,290	1,477,573	▲271,283
支 出	指定管理料	16,960,710	17,228,677	▲267,967
	修繕費 (市の修繕分)	555,940	137,500	418,440
	人件費	-	-	-
	その他	146,918	1,329,175	▲1,182,257
	合計	17,663,568	18,695,352	▲1,031,784
<b>【損益】</b>		▲16,457,278	▲17,217,779	760,501

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

### 【概要補足等】

高齢者・地域福祉課所管の指定管理者制度導入施設は、福祉交流館と和歌山市西庄ふれあいの郷である。これらの施設は市民の福祉増進を目的として設立され、平成18年度から指定管理者制度が採用されている。福祉交流館は、地域福祉活動を推進する社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会により、和歌山市西庄ふれあいの郷は、総合的な高齢者施策を推進する公益社団法人和歌山市シルバー人材センターにより運営されており、それぞれ団体の設立目的と施設の設置目的が適合することから非公募で指定管理者を選定している点に特色がある。なお、両施設ともに、福祉増進という設置目的に照らし、利用料金制は採用していない。

福祉交流館



和歌山市西庄ふれあいの郷



## 2. 指摘及び意見

### (1) 和歌山市西庄ふれあいの郷に係る公表資料と実態の不整合について（指摘）

#### 【現状】

和歌山市西庄ふれあいの郷に係る「指定管理者 管理実績基本情報」において、以下の3点につき記載内容に誤りが発見された。

#### (A) 損益の記載について

当該指定管理業務については、年度協定において、最終的に費用が精算され、指定管理料の予算に達しない金額は余剰額として市に返納させる取り決めとなっているため、本来、指定管理業務に係る損益は生じない仕組みである。しかし、公表資料である「指定管理者 管理実績基本情報」では、令和3年度及び令和4年度の収支状況について、実際には余剰額の精算が行われていたにもかかわらず、あたかも指定管理者に利益が生じたかのような記載となっていた。

#### (B) 修繕費の記載について

「指定管理者 管理実績基本情報」の「指定管理業務に係る収支状況」において、支出については、人件費、修繕費、外部委託費、その他の4つに区分して実績金額が記載されている。このうち、令和6年度の修繕費に関して、実績金額である「141,680円」を記載すべき欄（P56 指定管理業務に係る収支状況の表\*2）に「0:00」という無関係な内容の記載がされていた。

#### (C) 減免金額の記載について

「指定管理者 管理実績基本情報」の「施設利用の状況」において、令和5年度及び令和6年度に減免実績が1件あるにもかかわらず、減免金額の記載欄（P55 施設利用の状況の表\*1）が「-」となっており、減免の事実がないかのような記載となっていた。当該減免実績は、指定管理者が主催した市民を対象としたイベントでのゲートゴルフ場の利用料を免除したことに伴うものである。

#### 【指摘】

現状では、記載内容が十分に精査されないまま、「指定管理者 管理実績基本情報」が公表され、結果として誤った情報が市民に提供されている状況にある。これは、担当者個人の確認不足に留まらず、所管課における組織的なチェック体制の整備が不十分であったことに起因するものと考えられる。

市の発信する情報の信頼性を確保し、同様の事態の再発を防止するため、所管課は複数人による確認体制を整備することが不可欠である。特に、重要な計数情報である収支に関しては、より厳格な視点でダブルチェックを徹底する必要がある。

また、記載誤りが発覚した際は、単発の事務ミスとして処理するのではなく、原因を分析し、実効性のある再発防止策を策定すべきである。

以上の点を踏まえ、具体的な改善提案を以下に示す。

#### (A) 損益の記載

本来は市に返納されるべき余剰額が、指定管理者の利益であるかのように記載されることは、財政の透明性を損ない、市の説明責任を欠くものとなっている。したがって、例えば令和2年度のように、損益を「余剰額（市に還付）」として表示する、あるいは令和5年度以降のように、余剰額を支出に加味した上で損益が生じていないことを示すなど、市民が施設の財政状態を正確に理解できるよう、正確な記載を徹底する必要がある。

#### (B) 修繕費の記載

本来は修繕費の金額を計上すべき欄に、金額とは明らかに無関係の内容が記載されることは、公表資料としての最低限の品質を担保できていないといえない。したがって、支出の実績額を根拠資料に基づき正確に記載し、報告の信頼性を確保する必要がある。

#### (C) 減免金額の記載

減免実績があるにもかかわらず、その金額が記載されないことは、市民による管理状況の正確な理解を妨げ、誤解を招くものとなっている。したがって、減免実績が生じた場合は、その金額を漏れなく正確に記載し、条例に基づく適正な施設運営が行われていることを市民に対して明確に示す必要がある。

### (2) 和歌山市西庄ふれあいの郷に係る公表事項の不統一について（指摘）

#### 【現状】

指定管理者が所管課に提出した「令和6年度 西庄ふれあいの郷 収支決算報告」における指定管理業務に係る収支の決算額 16,455,078 円と、「指定管理者 管理実績基本情報」に記載された決算額 16,960,710 円との間に 505,632 円の差異が生じている。この差異は、「和歌山市西庄ふれあいの郷ゲートゴルフ場使用料徴収事務委託契

約書」に基づく、ゲートゴルフ場の使用料徴収事務委託に係る委託金に相当するものである。

和歌山市西庄ふれあいの郷には、ハーブ園、ゲートゴルフ場、多目的広場が設置されており、和歌山市西庄ふれあいの郷条例第5条第1項及び第17条第1項(2)により、指定管理者の業務にゲートゴルフ場の使用の許可が含まれている。使用料は公金であるため、ゲートゴルフ場の使用料徴収事務については、指定管理業務とは別に、使用料徴収事務委託契約が交わされている。市は、「指定管理者 管理実績基本情報」を公表する際、ゲートゴルフ場の使用料徴収事務に係る金額を収支に含めている年度と含めていない年度があり、課内での認識や取扱いが統一されていない。

また、「指定管理者 管理実績基本情報」には、ゲートゴルフ場の使用料徴収事務に係る支出は本来人件費に計上すべきところ、現在は「その他」の支出に含められており、適切に人件費が公表されていない。

#### 【指摘】

施設の運営に関する全ての収支状況を一元的に把握することで、市民や議会への説明責任を果たし、運営の透明性や信頼性を確保できるという観点では、公表する「指定管理者 管理実績基本情報」において、ゲートゴルフ場の使用料徴収事務に係る収支も含めて報告することが望ましいと考えられる。

また、「指定管理者 管理実績基本情報」において指定管理者制度導入施設に係る収支を公表する際は、収入区分や支出区分を実態に即して整理し、ゲートゴルフ場の使用料徴収事務に係る収入・支出の計上方法について明確なルールを設定することが求められる。具体的には、当該事務に係る収入を「指定管理料収入」と区別し、「その他」の収入として分類するなど、統一的な運用を図る必要がある。支出についても、ゲートゴルフ場の使用料徴収事務に係る支出が本来計上されるべき費目(例：人件費等)に適切に反映されるよう、区分の見直しと運用の徹底を行うべきである。

さらに、所管課は、指定管理者から提出される報告書内容について、協定書や契約書等の根拠資料と照合し、複数人によるチェックや疑問点が生じた場合の説明要求など、所管課によるチェック体制を強化することが必要である。

## 【5】障害者支援課

### 1. 指定管理者制度導入施設の概要

#### (1) 和歌山市ふれ愛センターの概要

施設名	和歌山市ふれ愛センター	所在地	和歌山市木広町5丁目1番地の9
-----	-------------	-----	-----------------

施設の設置目的	市民の地域活動の振興及び社会福祉事業の総合的な推進を図るため。
---------	---------------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉に関する情報の収集及び提供に関する事業や高齢者、心身障害者等の福祉の増進に関する事業、地域活動の場として施設を利用促進させる事業に関する業務</li> <li>・和歌山市ふれ愛センターの使用の許可に関する業務</li> <li>・和歌山市ふれ愛センターの維持管理に関する業務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会	和歌山市小人町29番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3年 / 3年	非公募

#### <施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	47,083	49,445	使用料収入	111,875	118,625
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	3,340	3,508		16,786,325	15,906,835

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	307	309		21	20

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	90,853,597	89,744,812	1,108,785
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	90,853,597	89,744,812	1,108,785
支 出	人件費	25,500,111	25,345,190	154,921
	修繕費	814,330	1,323,993	▲509,663
	外部委託費	10,895,701	10,496,227	399,474
	その他	53,643,455	52,579,402	1,064,053
	合計	90,853,597	89,744,812	1,108,785
【損益】		0	0	0

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	111,875	118,625	▲6,750
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	1,554,832	1,538,465	16,367
	合計	1,666,707	1,657,090	9,617
支 出	指定管理料	90,853,597	89,744,812	1,108,785
	修繕費 (市の修繕分)	13,384,250	539,000	12,845,250
	人件費	-	-	-
	その他	678,412	540,776	137,636
	合計	104,916,259	90,824,588	14,091,671
【損益】		▲103,249,552	▲89,167,498	▲14,082,054

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

### 【概要補足等】

障害者支援課所管の指定管理者制度導入施設は、和歌山市ふれ愛センターである。この施設は、市民の地域活動の振興及び社会福祉事業の総合的な推進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的として設立され、平成 18 年度から指定管理者制度が採用されている。令和 6 年度までは、非公募により市の外郭団体である社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会を選定し管理運営を行ってきたが、同施設は、高齢者のみでなく障害者の活動や交流の場として利用されており、より専門的な事業者のノウハウを活用した運営とするため、令和 7 年度からは公募による選定へ移行している点に特色がある。なお、福祉増進という設置目的や、主に利用する団体が障害者団体や高齢者団体であるため、利用料金制は採用していない。

和歌山市ふれ愛センター



## 2. 指摘及び意見

障害者支援課が所管する指定管理者制度導入施設の運用について、協定書等の関連書類の確認及び担当者へのヒアリング等の手続を実施した。その結果、共通事項における意見に該当する部分を除き、指定管理者制度に関する財務事務の執行及び指定管理者の出納その他の事務の執行に関して、本報告書において指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

【6】産業政策課

1. 指定管理者制度導入施設の概要

(1) 和歌山市勤労者総合センターの概要

施設名	和歌山市勤労者総合センター	所在地	和歌山市西汀丁 34 番地
施設の設置目的	勤労者その他の市民の福祉増進、教養文化向上及び余暇利用の充実に資するため。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸会合又は研修のために施設を利用させる事業、教養及び文化の向上のための催しに施設を利用させる事業、体力の増進を図るために施設を利用させる事業に関する業務</li> <li>・ 和歌山市勤労者総合センターの使用の許可に関する業務</li> <li>・ 和歌山市勤労者総合センターの維持管理に関する業務</li> </ul>		

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター	和歌山市西汀丁 34 番地 (和歌山市勤労者総合センター 1 階)
指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3 年 / 5 年	非公募

<施設利用の状況>

利用者数	R 6 年度	R 5 年度	(単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	35,154	34,019	使用料収入	6,707,405	7,229,490
			利用料金収入	—	—
減免件数	R 6 年度	R 5 年度	減免金額 (単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	189	189		396,940	403,430
開館日数	R 6 年度	R 5 年度	貸室稼働率	R 6 年度	R 5 年度
	307	309		30.1	15.3
自主事業開催回数	R 6 年度	R 5 年度	自主事業参加者数	R 6 年度	R 5 年度
	161	148		2,192	1,901

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	33,509,618	37,337,807	▲3,828,189
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	1,139,000	1,116,000	23,000
	合計	34,648,618	38,453,807	▲3,805,189
支 出	人件費	18,128,414	18,826,142	▲697,728
	修繕費	1,694,000	5,881,532	▲4,187,532
	外部委託費	4,360,584	4,360,584	0
	その他	10,465,620	9,385,549	1,080,071
	合計	34,648,618	38,453,807	▲3,805,189
<b>【損益】</b>		0	0	0

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	6,707,405	7,229,490	▲522,085
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	22,188	22,145	43
	その他	3,118,955	2,357,545	761,410
	合計	9,848,548	9,609,180	239,368
支 出	指定管理料	33,509,618	37,337,807	▲3,828,189
	修繕費 (市の修繕分)	7,440,400	1,076,493	6,363,907
	人件費	-	-	-
	その他	1,488,035	1,513,975	▲25,940
	合計	42,438,053	39,928,275	2,509,778
<b>【損益】</b>		▲32,589,505	▲30,319,095	▲2,270,410

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

### 【概要補足等】

産業政策課所管の指定管理者制度導入施設は、和歌山市勤労者総合センターである。この施設は、勤労者その他の市民の福祉増進、教養文化の向上及び余暇利用の充実を図ることを目的として設立され、平成 18 年度から指定管理者制度が採用されている。当初より、勤労者の福祉増進という共通目的をもち安定運営してきた実績のある、公益財団法人を非公募により選定している。

なお、福祉増進という設置目的に照らし、利用料金制は採用していない。

和歌山市勤労者総合センター



## 2. 指摘及び意見

産業政策課が所管する指定管理者制度導入施設の運用について、協定書等の関連書類の確認及び担当者へのヒアリング等の手続を実施した。その結果、共通事項における意見に該当する部分を除き、指定管理者制度に関する財務事務の執行及び指定管理者の出納その他の事務の執行に関して、本報告書において指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

【7】観光課

1. 指定管理者制度導入施設の概要

(1) 和歌山市宮片男波海水浴場駐車場の概要

施設名	和歌山市宮片男波海水浴場駐車場	所在地	和歌山市和歌浦南3丁目1740
-----	-----------------	-----	-----------------

施設の設置目的	片男波海水浴場を利用する観光客の利便向上のため。
---------	--------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の管理運営に関する業務</li> <li>・駐車場の維持管理に関する業務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
片男波海水浴場管理運営委員会	和歌山市和歌浦南3丁目1740

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3年 / 3年	非公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	146,160	147,781	使用料収入	8,487,500	9,184,000
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	275	0		101,000	0

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	273	276		—	—

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	5,764,000	5,764,000	0
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	5,764,000	5,764,000	0
支 出	人件費	4,974,496	4,856,101	118,395
	修繕費	329,719	371,900	▲42,181
	外部委託費	200,731	273,263	▲72,532
	その他	259,054	262,736	▲3,682
	合計	5,764,000	5,764,000	0
<b>【損益】</b>		0	0	0

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	8,487,500	9,184,000	▲696,500
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	8,487,500	9,184,000	▲696,500
支 出	指定管理料	5,764,000	5,764,000	0
	修繕費 (市の修繕分)	-	-	-
	人件費	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	5,764,000	5,764,000	0
<b>【損益】</b>		2,723,500	3,420,000	▲696,500

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

### 【概要補足等】

観光課所管の指定管理者制度導入施設は、和歌山市営片男波海水浴場駐車場である。

和歌山市営片男波海水浴場駐車場は、片男波海水浴場の利用者の利便を図ることを目的として設置され、平成 18 年度から指定管理者制度が導入されている。

指定管理者である片男波海水浴場管理運営委員会は、片男波海水浴場の管理運営を行うために県、市をはじめ、地元自治会、地元漁業協同組合、交通事業者等が共同で設立した組織であり、和歌山市営片男波海水浴場駐車場は、海水浴場の運営と密接な関係を有する施設であることから、片男波海水浴場管理運営委員会が海水浴場と一体的に管理運営することが最も効果的で、これまでも利用者の安全確保と清掃を適切に実施し、地域との協力関係を活用して常に良好な環境を維持してきたことから、非公募で選定している。

また、県と市が共同で運用している関係から、市のみが利用料金制を導入することは困難なため利用料金制を採用していない。

和歌山市営片男波海水浴場駐車場



## 2. 指摘及び意見

観光課が所管する指定管理者制度導入施設の運用について、協定書等の関連書類の確認及び担当者へのヒアリング等の手続を実施した。その結果、指定管理者制度に関する財務事務の執行及び指定管理者の出納その他の事務の執行に関して、本報告書において指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

【8】和歌山城整備企画課

1. 指定管理者制度導入施設の概要

(1) 和歌山城天守閣の概要

施設名	和歌山城天守閣	所在地	和歌山市一番丁3番地
-----	---------	-----	------------

施設の設置目的	和歌山城天守閣の管理運営を適切かつ円滑に行うため、指定管理者をもって管理させる。
---------	--

業務内容	・城閣の適正な管理により、来場者が快適かつ安全に施設内を見学できるように施設の管理をし、和歌山市の文化に楽しく触れることができるよう、施設の維持管理をする業務
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団	和歌山市西汀丁36番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
5年 / 5年	非公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	232,874	214,141	使用料収入	84,969,080	77,176,140
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	14,871	15,496		6,097,110	6,353,360

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	360	360		—	—

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	15	17		89,516	61,324

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	43,109,621	35,163,139	7,946,482
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	43,109,621	35,163,139	7,946,482
支 出	人件費	32,589,640	26,502,607	6,087,033
	修繕費	763,840	946,660	▲182,820
	外部委託費	391,336	391,336	0
	その他	9,364,805	7,322,536	2,042,269
	合計	43,109,621	35,163,139	7,946,482
<b>【損益】</b>		0	0	0

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	84,887,430	76,943,830	7,943,600
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	76,650	232,310	▲155,660
	その他	49,200	33,000	16,200
	合計	85,013,280	77,209,140	7,804,140
支 出	指定管理料	43,109,621	35,163,139	7,946,482
	修繕費 (市の修繕分)	1,836,791	130,350	1,706,441
	人件費	-	-	-
	その他	4,085,863	3,178,347	907,516
	合計	49,032,275	38,471,836	10,560,439
<b>【損益】</b>		35,981,005	38,737,304	▲2,756,299

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(2) 和歌山城公園駐車場の概要

施設名	和歌山城公園駐車場	所在地	和歌山市一番丁3番地
施設の設置目的	和歌山城公園駐車場の管理運営を適切かつ円滑に行うため、指定管理者をもって管理させる。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場料金装置（発券機・精算機・出入口ゲートバー）の維持管理に関する業務</li> <li>・ 機械警備に関する業務</li> </ul>		

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団	和歌山市西汀丁36番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
5 年 / 5 年	非公募

<施設利用の状況>

利用者数	R 6 年度	R 5 年度	(単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	79,325	77,439	使用料収入	27,356,170	27,313,140
			利用料金収入	—	—
減免件数	R 6 年度	R 5 年度	減免金額 (単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	1,029	832		254,680	201,580
開館日数	R 6 年度	R 5 年度	貸室稼働率	R 6 年度	R 5 年度
	365	366		—	—
自主事業開催回数	R 6 年度	R 5 年度	自主事業参加者数	R 6 年度	R 5 年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	8,817,017	8,240,349	576,668
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	8,817,017	8,240,349	576,668
支 出	人件費	3,766,155	3,837,085	▲70,930
	修繕費	129,800	167,200	▲37,400
	外部委託費	2,444,442	2,261,820	182,622
	その他	2,476,620	1,974,244	502,376
	合計	8,817,017	8,240,349	576,668
<b>【損益】</b>		0	0	0

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	27,356,170	27,313,140	43,030
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	27,356,170	27,313,140	43,030
支 出	指定管理料	8,817,017	8,240,349	576,668
	修繕費 (市の修繕分)	-	-	-
	人件費	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	8,817,017	8,240,349	576,668
<b>【損益】</b>		18,539,153	19,072,791	▲533,638

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

### 【概要補足等】

和歌山城整備企画課所管の指定管理者制度導入施設は和歌山城天守閣と和歌山城公園駐車場である。和歌山城天守閣は市の中心部に位置する歴史的建造物であり、平成 21 年度より指定管理者制度を導入している。アフターコロナ禍において、集客数も堅調傾向にあり令和 4 年度は 18,210 千円、令和 5 年度以降は 35,000 千円を超える利益を計上していることが特徴である。和歌山城公園駐車場も和歌山城天守閣と同時期に指定管理者制度を導入し、毎年 18,000 千円の利益を計上し、安定的な収入を得ているところに特徴がある。なお、両施設ともに利用料金制の採用はなく、使用料金制（公の施設の利用につき徴収する使用料を市の歳入とする制度）を採用している。

和歌山城天守閣



和歌山城公園駐車場



## 2. 指摘及び意見

### (1) 民間の参入機会について（意見）

#### 【現状】

和歌山城天守閣及び和歌山城公園駐車場について、非公募にて指定管理者が選定されている状況が続いている。和歌山城天守閣は特に集客力の高い施設であることから、イベント開催等の活用可能性が高い施設であるが、指定管理者制度の利益をより享受するためには、民間の競争性が必要となり、競争性向上のためにはより多くの民間が参入可能となる公募形式をとることが効果的であると考ええる。非公募による選定が継続されている主な理由として、大規模改修の予定があるものの実施計画が未定であり、実施方針の決定までに、老朽化による内装や雨漏り等の大規模改修を行う可能性もあり、指定管理期間中に和歌山城天守閣への入場を規制する事態が予想されることを理由として挙げている。駐車場についても、和歌山城天守閣を訪れる市民や観光客の利用割合が高く、和歌山城天守閣と同一敷地内にあることから、和歌山城天守閣との一体性が高く、和歌山城天守閣の大規模改修が行われる場合、閉鎖されることが予想されるため、非公募の選定となっている。

#### 【意見】

和歌山城天守閣及び和歌山城公園駐車場ともに大規模改修の可能性を理由に非公募である状況が続いている状況ではあるが、大規模改修の実施計画は未だ具体的な目途が立っていない状況であり、大規模改修に伴う施設閉鎖の可能性があるものの、そのことを公募条件に明確に示すことで、より競争性を高める公募とすることが可能な状況にあると考える。

さらに、現在の指定管理範囲は和歌山城天守閣及び和歌山城公園駐車場であり、和歌山城公園施設の一部のみとなっている。その理由として、市内の公園施設では、わかやま歴史館の展示室や売店、天守閣前売店、動物園、西の丸庭園内の茶室等、業務委託先や管理先が複数に分かれており、特にわかやま歴史館売店は、一般社団法人和歌山市観光協会の運営にも影響するため、関係各所との調整が困難であることを挙げている。

指定管理者制度のメリットを享受するため、指定管理範囲の見直し、非公募から公募への変更、利用料金制の導入等を検討することが望ましい。

【9】文化振興課

1. 指定管理者制度導入施設の概要

(1) 和歌山市立和歌の浦アート・キューブの概要

施設名	和歌山市立 和歌の浦アート・キューブ	所在地	和歌山市和歌浦南3丁目10番1号
-----	-----------------------	-----	------------------

施設の設置目的	市民の芸術文化の創造及び振興に寄与するため。
---------	------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山市立和歌の浦アート・キューブの使用の許可その他アート・キューブの管理運営に関する業務</li> <li>・和歌山市立和歌の浦アート・キューブの維持管理に関する業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団	和歌山市西汀丁36番地

指定管理年数/指定期間	公募・非公募の別
4年 / 5年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	25,718	22,283	使用料収入	—	—
			利用料金収入	7,729,140	5,691,360

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	—	—		—	—

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	308	309		58.11	52.46

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	24	18		3,259	2,386

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	31,256,000	33,612,000	▲2,356,000
	利用料金収入	7,729,140	5,691,360	2,037,780
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	301,778	175,922	125,856
	合計	39,286,918	39,479,282	▲192,364
支 出	人件費	16,123,366	17,249,585	▲1,126,219
	修繕費	812,955	635,000	177,955
	外部委託費	5,647,840	4,327,840	1,320,000
	その他	17,091,869	15,489,496	1,602,373
	合計	39,676,030	37,701,921	1,974,109
<b>【損益】</b>		<b>▲389,112</b>	<b>1,777,361</b>	<b>▲2,166,473</b>

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	-	-	-
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	615,372	615,372	0
	その他	268,801	31,636,513	▲31,367,712
	合計	884,173	32,251,885	▲31,367,712
支 出	指定管理料	31,256,000	31,188,877	67,123
	修繕費 (市の修繕分)	0	16,500,000	▲16,500,000
	人件費	-	-	-
	その他	161,602	16,551,594	▲16,389,992
	合計	31,417,602	64,240,471	▲32,822,869
<b>【損益】</b>		<b>▲30,533,429</b>	<b>▲31,988,586</b>	<b>1,455,157</b>

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(2) 和歌山城ホールの概要

施設名	和歌山城ホール	所在地	和歌山市七番丁 25 番地の 1
-----	---------	-----	------------------

施設の設置目的	地域の文化芸術の振興及び市内外の交流によるにぎわい創出のため。
---------	---------------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山城ホールの使用の許可その他和歌山城ホールの管理運営に関する業務</li> <li>和歌山城ホールの維持管理に関する業務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
株式会社ケイミックスパブリックビジネス	和歌山市北新博労町

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
1 年 / 5 年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R 6 年度	R 5 年度	(単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	251,262	251,686	使用料収入	—	—
			利用料金収入	79,459,595	75,905,465

減免件数	R 6 年度	R 5 年度	減免金額 (単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	605	395		5,662,700	3,066,510

開館日数	R 6 年度	R 5 年度	貸室稼働率	R 6 年度	R 5 年度
	359	360		64.2	62.5

自主事業開催回数	R 6 年度	R 5 年度	自主事業参加者数	R 6 年度	R 5 年度
	31	44		6,607	12,299

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	142,836,104	160,957,000	▲18,120,896
	利用料金収入	79,459,595	75,905,465	3,554,130
	自主事業による収入	4,491,095	9,199,250	▲4,708,155
	その他	5,330,126	1,921,096	3,409,030
	合計	232,116,920	247,982,811	▲15,865,891
支 出	人件費	40,549,833	60,236,392	▲19,686,559
	修繕費	1,362,719	3,505,714	▲2,142,995
	外部委託費	107,835,545	78,956,584	28,878,961
	その他	70,982,115	84,160,218	▲13,178,103
	合計	220,730,212	226,858,908	▲6,128,696
<b>【損益】</b>		11,386,708	21,123,903	▲9,737,195

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	-	-	-
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	216,265	162,443	53,822
	その他	1,434,413	3,457,078	▲2,022,665
	合計	1,650,678	3,619,521	▲1,968,843
支 出	指定管理料	142,836,104	139,833,097	3,003,007
	修繕費 (市の修繕分)	-	-	-
	人件費	-	-	-
	その他	1,951,075	2,401,026	▲449,951
	合計	144,787,179	142,234,123	2,553,056
<b>【損益】</b>		▲143,136,501	▲138,614,602	▲4,521,899

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(3) 和歌山市立有吉佐和子記念館の概要

施設名	和歌山市立有吉佐和子記念館	所在地	和歌山市伝法橋南ノ丁9番地
-----	---------------	-----	---------------

施設の設置目的	郷土が生んだ有吉佐和子の業績を顕彰するとともに、市民が文化芸術に親しむ機会を提供することにより、文化の振興に資するため。
---------	--

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記念館の施設の利用及びその制限その他管理運営に関する業務</li> <li>・ 記念館の維持管理に関する業務</li> <li>・ 記念館の運営上市長が必要と認める業務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
まちづくり紀ノ川	和歌山市新通二丁目10番1

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3年 / 5年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	27,907	24,553	使用料収入	—	—
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	—	—		—	—

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	308	310		—	—

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	64	112		714	748

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	9,859,000	9,949,000	▲90,000
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	525,512	40,250	485,262
	その他	-	-	-
	合計	10,384,512	9,989,250	395,262
支 出	人件費	5,991,195	5,399,186	592,009
	修繕費	11,000	123,747	▲112,747
	外部委託費	598,400	1,554,880	▲956,480
	その他	3,783,917	2,911,437	872,480
	合計	10,384,512	9,989,250	395,262
【損益】		0	0	0

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	-	-	-
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	445,115	445,115	0
	その他	247,500	10,431,420	▲10,183,920
	合計	692,615	10,876,535	▲10,183,920
支 出	指定管理料	9,859,000	9,949,000	▲90,000
	修繕費 (市の修繕分)	-	-	-
	人件費	-	-	-
	その他	599,680	1,175,100	▲575,420
	合計	10,458,680	11,124,100	▲665,420
【損益】		▲9,766,065	▲247,565	▲9,518,500

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

### 【概要補足等】

文化振興課所管の指定管理者制度導入施設は、和歌山市立和歌の浦アート・キューブ、和歌山城ホール、和歌山市立有吉佐和子記念館である。

和歌山市立和歌の浦アート・キューブは、市民の芸術文化の創造及び振興に寄与することを目的として設立され、平成 21 年度から指定管理者制度が採用されている。指定管理者は公募により選定されており、和歌山城ホール同様、指定管理者の自発的な経営努力を促すため、利用料金制を採用している。

和歌山城ホールは、地域の文化芸術の振興及び市内外の交流によるにぎわいの創出を目的として設立され、令和 2 年度から指定管理者制度が採用されている。令和 6 年度から、公募による選定としている。なお、指定管理者の自発的な経営努力を促すため、利用料金制を採用している。

和歌山市立有吉佐和子記念館は、郷土が生んだ有吉佐和子の業績を顕彰するとともに、市民が文化芸術に親しむ機会を提供することにより、文化の振興に資することを目的として設立され、令和 4 年度の開館当初から指定管理者制度が採用されている。指定管理者は公募により選定されており、設置目的に照らし入館料は徴収していないため、利用料金制は採用していない。令和 5 年度及び令和 6 年度は、指定管理業務が赤字となったため、自主事業からの収入により調整している。

和歌山市立和歌の浦アート・キューブ



和歌山城ホール



和歌山市立有吉佐和子記念館



## 2. 指摘及び意見

### (1) モニタリング結果の公表内容について（意見）

#### 【現状】

文化振興課が所管する和歌山市立和歌の浦アート・キューブ及び和歌山城ホールについて、市のホームページで公表されている「指定管理者モニタリング実施項目」において、確認方法等の欄の多くが空欄であった。当該公表資料は、指定管理者による施設の管理運営状況について市が実施したモニタリングの結果を、採点項目、配点、評点、確認方法等の記載により示すものである。にもかかわらず、両施設の公表資料では、評点は記載されているものの、大半の項目において、市がどのような方法で管理運営状況の確認を行ったのかが示されていない。

具体的には、「平常時の利用者の安全確保、事故防止対策は適切になされているか。」「利用促進・サービス向上・経費縮減等の目標が適切に設定されているか。」といった、市民サービスの質と安全に直結する重要なモニタリング項目においても、市の担当者がどのような書類を照合し、あるいはどのような実地確認を行ったのかが記載されていない。これでは、公表資料を自由に閲覧できる市民が、評価のプロセスや客観的な根拠を知ることができず、適切なモニタリングが実施されているかを判断しかねる状況にある。

#### 【意見】

指定管理者制度は、民間事業者のノウハウを活用し住民サービスの向上を図ることを目的としているが、施設の設置者としての市の管理責任が免除されるものではない。このような確認方法が不明な評価結果を公表する現状は、設置者としての市民に対する説明責任を十分に果たしているとはいえない。市民からの信頼を確保し、制度全体の透明性を確保する観点から、所管課は、今後公表するすべてのモニタリング結果において、評価項目ごとに「事業報告書及び収支決算書の照合」「実地確認」「利用者アンケート結果の分析」「指定管理者担当者へのヒアリング」など実際に行った確認方法を具体的に記載することが望ましい。

【10】スポーツ振興課

1. 指定管理者制度導入施設の概要

(1) 和歌山市立松下体育館の概要

施設名	和歌山市立松下体育館	所在地	和歌山市西浜 1037 番地
-----	------------	-----	----------------

施設の設置目的	室内スポーツによる市民の健康増進や体力の向上、また、各種スポーツの推進と育成を図ることを目的とする。
---------	--

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山市立松下体育館施設の運営に関する業務</li> <li>・和歌山市立松下体育館の施設・設備の維持管理に関する業務</li> <li>・使用料徴収事務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団	和歌山市西汀丁 36 番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3 年 / 5 年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R 6 年度	R 5 年度	(単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	31,297	30,893	使用料収入	4,468,005	4,518,095
			利用料金収入	—	—

減免件数	R 6 年度	R 5 年度	減免金額 (単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	358	491		1,213,115	1,643,455

開館日数	R 6 年度	R 5 年度	貸室稼働率	R 6 年度	R 5 年度
	356	358		78	87

自主事業開催回数	R 6 年度	R 5 年度	自主事業参加者数	R 6 年度	R 5 年度
	78	107		2,981	2,851

< 指定管理業務に係る収支状況 >

(単位: 円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	28,259,672	25,948,901	2,310,771
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	2,230,150	1,858,000	372,150
	その他	96,004	105,942	▲9,938
	合計	30,585,826	27,912,843	2,672,983
支 出	人件費	14,393,611	17,452,163	▲3,058,552
	修繕費	484,200	77,140	407,060
	外部委託費	1,716,408	1,979,011	▲262,603
	その他	6,581,687	7,028,712	▲447,025
	合計	23,175,906	26,537,026	▲3,361,120
【損益】		7,409,920	1,375,817	6,034,103

< 市の収支 >

(単位: 円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	4,468,005	4,518,095	2,310,771
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	15,870	19,400	▲3,530
	その他	105,352	87,951	17,401
	合計	4,589,227	4,625,446	▲36,219
支 出	指定管理料	28,259,672	25,948,901	2,310,771
	修繕費 (市の修繕分)	0	440,000	▲440,000
	人件費	-	-	-
	その他	19,077	18,824	253
	合計	28,278,749	26,407,725	1,871,024
【損益】		▲23,689,522	▲21,782,279	▲1,907,243

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(2) 和歌山市立市民体育館の概要

施設名	和歌山市立市民体育館	所在地	和歌山市土入 318 番地の 1
-----	------------	-----	------------------

施設の設置目的	室内スポーツによる市民の健康増進や体力の向上、また、各種スポーツの推進と育成を図ることを目的とする。
---------	--

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山市立市民体育館施設の運営に関する業務</li> <li>・和歌山市立市民体育館の施設・設備の維持管理に関する業務</li> <li>・使用料徴収事務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団	和歌山市西汀丁 36 番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3 年 / 5 年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R 6 年度	R 5 年度	(単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	52,992	53,439	使用料収入	11,243,795	10,359,300
			利用料金収入	—	—

減免件数	R 6 年度	R 5 年度	減免金額 (単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	695	631		2,718,055	2,385,850

開館日数	R 6 年度	R 5 年度	貸室稼働率	R 6 年度	R 5 年度
	357	360		83	91

自主事業開催回数	R 6 年度	R 5 年度	自主事業参加者数	R 6 年度	R 5 年度
	168	151		4,397	3,321

< 指定管理業務に係る収支状況 >

(単位: 円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	31,193,589	33,211,648	▲2,018,058
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	1,552,600	1,592,912	▲40,312
	その他	402,874	372,655	30,219
	合計	33,149,063	35,177,215	▲2,028,152
支 出	人件費	11,937,533	15,304,673	▲3,367,140
	修繕費	1,247,108	667,480	579,628
	外部委託費	3,466,501	3,463,051	3,450
	その他	15,262,816	14,909,721	353,095
	合計	31,913,958	34,344,925	▲2,430,967
【損益】		1,235,105	832,290	402,815

< 市の収支 >

(単位: 円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	11,243,795	10,359,300	884,495
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	31,638	27,150	4,488
	その他	59,746	77,970	▲18,224
	合計	11,335,179	10,464,420	870,759
支 出	指定管理料	31,193,589	33,211,648	▲2,018,059
	修繕費 (市の修繕分)	0	720,500	▲720,000
	人件費	962,000	0	962,000
	その他	35,707	34,514	1,193
	合計	32,191,296	33,966,662	▲1,775,366
【損益】		▲20,856,117	▲23,502,242	▲2,646,125

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(3) 和歌山市立河南総合体育館の概要

施設名	和歌山市立河南総合体育館	所在地	和歌山市和佐中 165 番地の 1
-----	--------------	-----	-------------------

施設の設置目的	室内スポーツによる市民の健康増進や体力の向上、また、各種スポーツの推進と育成を図ることを目的とする。
---------	--

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山市立河南総合体育館施設の運営に関する業務</li> <li>・和歌山市立河南総合体育館の施設・設備の維持管理に関する業務</li> <li>・使用料徴収事務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団	和歌山市西汀丁 36 番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3 年 / 5 年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R 6 年度	R 5 年度	(単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	52,896	52,603	使用料収入	7,706,520	7,463,375
			利用料金収入	—	—

減免件数	R 6 年度	R 5 年度	減免金額 (単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	1,032	507		2,445,465	2,247,505

開館日数	R 6 年度	R 5 年度	貸室稼働率	R 6 年度	R 5 年度
	357	360		76	76

自主事業開催回数	R 6 年度	R 5 年度	自主事業参加者数	R 6 年度	R 5 年度
	253	317		11,403	11,215

< 指定管理業務に係る収支状況 >

(単位: 円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	31,594,222	30,070,071	1,524,151
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	5,410,900	5,019,500	391,400
	その他	623,936	627,178	▲3,242
	合計	37,629,058	35,716,749	1,912,309
支 出	人件費	14,087,081	16,243,168	▲2,156,087
	修繕費	577,735	734,866	▲157,131
	外部委託費	2,276,444	2,263,844	12,600
	その他	15,336,506	14,433,355	903,151
	合計	32,277,766	33,675,233	▲1,397,467
【損益】		5,351,292	2,041,516	3,309,776

< 市の収支 >

(単位: 円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	7,706,520	7,463,375	243,145
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	15,442	13,138	2,304
	その他	49,410	44,656	4,754
	合計	7,771,372	7,521,169	250,203
支 出	指定管理料	31,594,222	30,070,071	1,524,151
	修繕費 (市の修繕分)	458,780	0	458,780
	人件費	-	-	-
	その他	532,790	36,515	496,275
	合計	32,585,792	30,106,586	2,479,206
【損益】		▲24,814,420	▲22,585,417	▲2,229,003

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(4) 和歌山市立市民温水プールの概要

施設名	和歌山市立市民温水プール	所在地	和歌山市土入 318 番地の 1
-----	--------------	-----	------------------

施設の設置目的	水泳の普及と振興を、大会や各種教室の会場として広く市民に開放することで、市民の健康 増進や体力づくりを目的とする。
---------	---

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温水プール施設の運営に関する業務</li> <li>・ 温水プール施設・設備の維持管理に関する業務</li> <li>・ 使用料徴収事務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団	和歌山市西汀丁 36 番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3 年 / 5 年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R 6 年度	R 5 年度	(単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	60,015	57,775	使用料収入	7,063,560	6,692,740
			利用料金収入	—	—

減免件数	R 6 年度	R 5 年度	減免金額 (単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	44,070	41,510		22,780,320	20,789,970

開館日数	R 6 年度	R 5 年度	貸室稼働率	R 6 年度	R 5 年度
	307	295		100	100

自主事業開催回数	R 6 年度	R 5 年度	自主事業参加者数	R 6 年度	R 5 年度
	178	179		3,716	3,553

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	84,237,000	83,298,000	939,000
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	3,567,600	3,454,400	113,200
	その他	122,744	123,522	▲778
	合計	87,927,344	86,875,922	1,051,422
支 出	人件費	37,724,954	41,577,651	▲3,852,697
	修繕費	1,438,580	1,012,220	426,360
	外部委託費	4,020,754	4,018,932	1,822
	その他	34,649,766	34,020,066	629,700
	合計	77,834,054	80,628,869	▲2,794,815
【損益】		10,093,290	6,247,053	3,846,237

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	7,063,560	6,692,740	370,820
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	7,674	7,674	0
	その他	2,976,065	231,938	2,744,127
	合計	10,047,299	6,932,352	3,114,947
支 出	指定管理料	84,237,000	83,298,000	939,000
	修繕費 (市の修繕分)	3,741,100	715,000	3,026,100
	人件費	-	-	-
	その他	81,043	283,589	▲202,546
	合計	88,059,143	84,296,589	3,762,554
【損益】		▲78,011,844	▲77,364,237	▲647,607

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(5) 和歌山市立市民スポーツ広場の概要

施設名	和歌山市立市民スポーツ広場	所在地	和歌山市福島 796 番地の 1
-----	---------------	-----	------------------

施設の設置目的	屋外スポーツの拠点として、各種スポーツの推進と育成、市民の健康増進や体力の向上を図ることを目的とする。
---------	---

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山市立市民スポーツ広場の運営に関する業務</li> <li>・和歌山市立市民スポーツ広場の施設・設備の維持管理に関する業務</li> <li>・使用料徴収事務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団	和歌山市西汀丁 36 番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3 年 / 5 年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R 6 年度	R 5 年度	(単位:円)	R 6 年度	R 5 年度
	66,258	54,656	使用料収入	2,118,200	2,156,200
			利用料金収入	—	—

減免件数	R 6 年度	R 5 年度	減免金額 (単位:円)	R 6 年度	R 5 年度
	158	160		89,730	95,200

開館日数	R 6 年度	R 5 年度	貸室稼働率	R 6 年度	R 5 年度
	357	360		18	18

自主事業開催回数	R 6 年度	R 5 年度	自主事業参加者数	R 6 年度	R 5 年度
	17	16		445	362

< 指定管理業務に係る収支状況 >

(単位: 円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	15,736,000	15,609,000	127,000
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	265,100	225,000	40,100
	その他	-	-	-
	合計	16,001,100	15,834,000	167,100
支 出	人件費	6,933,044	7,154,139	▲221,095
	修繕費	464,079	566,462	▲102,383
	外部委託費	4,571,951	4,566,457	5,494
	その他	4,029,679	3,221,468	808,211
	合計	15,998,753	15,508,526	490,227
【損益】		2,347	325,474	▲323,127

< 市の収支 >

(単位: 円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	2,118,200	2,156,200	▲38,000
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	31,638	0	31,683
	その他	59,746	0	59,746
	合計	2,209,584	2,156,200	53,384
支 出	指定管理料	15,736,000	15,609,000	127,000
	修繕費 (市の修繕分)	0	498,300	▲498,300
	人件費	-	-	-
	その他	298,072	297,353	719
	合計	16,034,072	16,404,653	▲370,581
【損益】		▲13,824,488	▲14,248,453	423,965

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(6) 和歌山市つつじが丘総合公園の概要

施設名	和歌山市つつじが丘総合公園	所在地	和歌山市つつじが丘4丁目4番地
-----	---------------	-----	-----------------

施設の設置目的	テニスやその他スポーツにおける各種大会や練習や、公園エリアにおける交遊・親睦を通じて、市民の健康増進や体力づくりを目的とする。また、災害時には一時的な避難所として運用を行う。
---------	---

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山市つつじが丘総合公園施設の運営に関する業務</li> <li>・和歌山市つつじが丘総合公園の施設・設備の維持管理に関する業務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
つつじが丘総合公園運営グループ	和歌山市つつじが丘4丁目4番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
2年 / 8年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	77,300	62,798	使用料収入	30,780,760	25,439,210
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	7,105	6,620		6,712,560	6,263,040

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	360	360		9.75	9.5

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	405	433		7,082	5,590

< 指定管理業務に係る収支状況 >

(単位: 円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	47,708,128	50,328,568	▲2,620,440
	利用料金収入	30,780,760	25,439,210	5,341,550
	自主事業による収入	16,446,178	14,686,065	1,760,113
	その他	4,091,640	4,125,480	▲33,840
	合計	99,026,706	94,579,323	4,447,383
支 出	人件費	41,274,982	38,263,811	3,011,171
	修繕費	610,938	781,858	3,011,171
	外部委託費	17,250,495	17,003,757	246,738
	その他	42,979,132	39,306,391	3,672,741
	合計	102,115,547	95,355,817	6,759,730
【損益】		▲3,088,841	▲776,494	▲2,312,347

< 市の収支 >

(単位: 円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	-	-	-
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	118,701	102,560	16,141
	その他	693,409	662,383	31,026
	合計	812,110	764,943	47,167
支 出	指定管理料	47,708,128	50,328,568	▲2,620,440
	修繕費 (市の修繕分)	928,950	899,800	29,150
	人件費	-	-	-
	その他	190,796	183,432	7,364
	合計	48,827,874	51,411,800	▲2,583,926
【損益】		-48,015,764	-50,646,857	2,631,093

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

### 【概要補足等】

スポーツ振興課所管の指定管理者制度導入施設は、3つの市立体育館(和歌山市立松下体育館、和歌山市立市民体育館、和歌山市立河南総合体育館)、和歌山市立市民温水プール、和歌山市立市民スポーツ広場、和歌山市つつじが丘総合公園である。このうち、和歌山市つつじが丘総合公園以外は一括公募により指定管理者を選定しており、平成18年度に指定管理者制度を導入し、現在は使用料金制度を採用しているところに特徴がある。一方で、和歌山市つつじが丘総合公園はテニスコート、にぎわい・スポーツ公園ゾーン、中央公園ゾーンなどの広い敷地を有しており、多世代のあらゆる方がスポーツや遊びを通じて交流できる施設であり、平成26年に指定管理者制度を導入し、他の所管スポーツ施設とは異なり利用料金制を採用しているところに特徴がある。

和歌山市立松下体育館



和歌山市立市民体育館



和歌山市立河南総合体育館



和歌山市立市民温水プール



和歌山市立市民スポーツ広場



和歌山市つつじが丘総合公園



## 2. 指摘及び意見

### (1) 電気料金精算方法の統一について（意見）

#### 【現状】

和歌山市つつじが丘総合公園とスポーツ振興課所管の他の指定管理者制度導入施設で電気料金の精算方法が異なっている。和歌山市つつじが丘総合公園以外の施設については、電気使用料の実績額が予算額を超過した分を市が補填する取決めとなっている。一方で、和歌山市つつじが丘総合公園では、電気使用料の実績額が予算額を超過した分のうち、事業提案時に指定管理者が提出した利用料金及びその他収入の予算額を超過した収入額を除いた額を市が補填する取決めとなっている。つまり、和歌山市つつじが丘総合公園では、利用料金及びその他収入の実績が事業提案時の予算額を上回った分、市からの補填額が少なくなる精算式となっている。

これは、物価高騰を理由に利用料金の値上げを決定したため、収入増加分は当該利用料金の値上げが反映されているためである。和歌山市つつじが丘総合公園以外のスポーツ振興課所管の指定管理者制度導入施設は使用料金制であり、収入超過実績分も市の歳入となり、指定管理者の収入にはならない。一方で、和歌山市つつじが丘総合公園では、利用料金制を採用しており、利用料金値上げ分が、指定管理者に入るため、電気代高騰分に充てるべく、提案時からの収入超過分を補填額へ充てることにした経緯がある。

#### 【意見】

電気料金は単価×使用量が料金算定基礎となっており、単価部分については指定管理者の経営努力では左右不可能な部分であるため、利用料金の値上げ分に充当することが合理的である。一方で、使用量は指定管理者の効率的な運営で削減できる部分であり、経営努力により使用量を削減した結果、補填額が少なくなってしまう現状は指定管理者のインセンティブを損なう可能性のある算定式となっている。加えて、現在の算定式では収入超過分が補填額に影響してくるが、施設の集客人数は事業年数を経験するほど経営ノウハウにより高まってくる部分であり、提案時との比較で超過部分を補填額に充てるということは、経営努力により収益を向上させても電気料金の補填額へ充てられてしまい、指定管理者へ還元される部分は少なく、経営インセンティブをうまく発揮できていない状況にある。そこで、単価×使用量に分解した算定式にすることや、事業提案時と予算との比較ではなく、単年度の事業計画の予算と実績の比較に変更する等の精算方法の見直しを行うことが望ましい。

## (2) 公募条件の改善について（意見）

### 【現状】

和歌山市つつじが丘総合公園での指定管理者の公募、和歌山市つつじが丘総合公園以外の施設の一括公募はともに、応募団体は過去から現在の指定管理者1者のみとなっている。公募にあたり長期間、複数の応募者が参加していないが、市は1団体の応募があったために、応募者を増加させるための十分な検討を実施してこなかった。

### 【意見】

指定管理者制度の利益をより享受する観点からは、競争性を高める必要がある。公募での選定を実施しているものの、応募団体は1者であり、競争性がうまく働いていない状況になっている。サウンディング調査等を実施し、応募者が少なくなっている原因を把握し、そのうえで、例えば資格要件の緩和が可能かどうか等の検討を行うなど、応募者を増加させるための検討を実施することが望ましい。

【11】 農林水産課

1. 指定管理者制度導入施設の概要

(1) 和歌山市四季の郷公園の概要

施設名	和歌山市四季の郷公園	所在地	和歌山市明王寺85番地
-----	------------	-----	-------------

施設の設置目的	四季を通して自然と農業に親しむ場を市民に提供し、もって自然保護思想の普及及び農業の発展に資するため、四季の郷公園を設置する。
---------	--

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山市四季の郷公園の使用の許可その他四季の郷公園の管理運営に関する業務</li> <li>和歌山市四季の郷公園の維持管理に関する業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
有限責任事業組合 FOOD HUNTER PARK	和歌山市四季の郷公園

指定管理年数/指定期間	公募・非公募の別
3年 / 5年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	178,751	183,113	使用料収入	1,560,200	2,274,370
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	2	2		10,480	4,150

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	311	311		17	15

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	78	72		67,068	59,606

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	34,610,000	34,610,000	0
	利用料金収入	1,560,200	2,274,370	▲714,170
	自主事業による収入	1,329,371	441,145	888,226
	その他	2,445,050	1,736,400	708,650
	合計	39,944,621	39,061,915	882,706
支 出	人件費	18,938,107	17,564,465	1,373,642
	修繕費	2,517,201	2,627,332	▲110,131
	外部委託費	7,653,337	7,870,880	▲217,543
	その他	15,156,506	15,385,120	▲228,614
	合計	44,265,151	43,447,797	817,354
<b>【損益】</b>		<b>▲4,320,530</b>	<b>▲4,385,882</b>	<b>65,352</b>

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	-	-	-
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	8,352	8,352	0
	その他	-	-	-
	合計	8,352	8,352	0
支 出	指定管理料	34,610,000	34,610,000	0
	修繕費 (市の修繕分)	0	528,000	▲528,000
	人件費	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	34,610,000	35,138,000	528,000
<b>【損益】</b>		<b>▲34,601,648</b>	<b>▲35,129,648</b>	<b>528,000</b>

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

### 【概要補足等】

農林水産課所管の指定管理者制度導入施設は、和歌山市四季の郷公園である。

和歌山市四季の郷公園は、市民が自然とふれあい、憩い、学び及び体験することができる場を提供し、もって市民福祉の増進を図ることを目的として設置され、平成21年度から指定管理者制度が導入されている。

平成21～令和3年度まで、地元の農業者を中心に組織され、従業員も地元の人を雇用しており、地域農業に精通するとともに地元の農業者との連携を持っていた有限会社四季の郷を非公募として選定していたが、指定管理者の切り替えのタイミングの令和4年4月から公募により有限責任事業組合FOOD HUNTER PARKが選定されている。また、自立可能な公園運営を目指すため利用料金制を採用している。

和歌山市四季の郷公園



## 2. 指摘及び意見

### (1) 「指定管理者 管理実績基本情報」の記載内容について（指摘）

#### 【現状】

「指定管理者 管理実績基本情報」における自主事業による収入の表示方法が年度によって異なっている。令和5年度は、自主事業収入1,636千円から自主事業支出1,195千円を差し引いた441千円（純額）を収入欄に記載しているが、令和4年度は、自主事業収入2,278千円（自主事業支出を差し引く前の総額）を収入欄に記載している。

#### 【指摘】

会計原則や運用ルールに照らすと、収入欄には自主事業の総収入額を、支出欄には自主事業の総支出額をそれぞれ分けて記載することが適切である。しかし、令和5年度では純額表示となっており、他の年度と同じように自主事業収入1,636千円と総額で表示するのが適切である。年度ごとに表示方法が異なると、実績の比較や分析が困難になり、説明責任や透明性が損なわれるリスクがある。そのため、自主事業収入は必ず総収入額を収入欄に記載し、支出は支出欄に計上するというルールを徹底し、年度をまたいで表示方法を統一すべきである。

## 【12】 住宅第1課

### 1. 指定管理者制度導入施設の概要

#### (1) 和歌山市営住宅の概要

施設名	和歌山市営住宅	所在地	和歌山市内
施設の設置目的	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山市営住宅等施設の管理運営に関する業務（徴収業務含む。）</li> <li>・和歌山市営住宅等施設の維持管理に関する業務</li> </ul>		

指定管理者名	本市における拠点所在地
和歌山県住宅供給公社	和歌山市十三番丁30番地
指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
2年 / 5年	公募

#### <施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	4,392	4,526	使用料収入	414,006,385	418,023,900
			利用料金収入	—	—
減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	—	—		—	—
開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	—	—		—	—
自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	250,590,000	254,526,000	▲3,936,000
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	250,590,000	254,526,000	▲3,936,000
支 出	人件費	38,457,000	38,389,000	68,000
	修繕費	139,186,000	143,642,000	▲4,456,000
	外部委託費	61,440,000	60,988,000	452,000
	その他	11,507,000	11,507,000	0
	合計	250,590,000	254,526,000	▲3,936,000
【損益】		0	0	0

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	414,006,385	418,023,900	▲4,017,515
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	92,853,503	90,272,732	2,580,771
	合計	506,859,888	508,296,632	▲1,436,744
支 出	指定管理料	250,590,000	254,526,000	▲3,936,000
	修繕費 (市の修繕分)	95,032,352	735,339,959	▲640,307,607
	人件費	4,132,390	3,269,828	862,562
	その他	97,371,367	91,376,040	5,995,327
	合計	447,126,109	1,084,511,827	▲637,385,718
【損益】		59,733,779	▲576,215,195	635,948,974

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

### 【概要補足等】

住宅第1課所管の指定管理者制度導入施設は、和歌山市営住宅（東布経丁、大新、築港、今福、今福西、松ヶ丘、塩屋、関戸、鶴立島、和歌浦外浜、鳴神、田尻、坂田、吉原、松原、本渡、粟、木ノ本、加太大谷、加太山田、府中、中筋日延、上黒谷、岡崎、菖蒲ヶ丘、杭ノ瀬、宮前、堀止、加太城ヶ崎、ビューつつじが丘、西庄、ラブリー松江、向、狐島、紀和駅、塩屋第2、北島、広瀬、吹屋町、東長町、葉種畑、中之島第2、湊御殿第2）である。

43団地を一括して公募により指定管理者を選定している。

和歌山市営住宅の家賃は入居者の収入等によって決定するものであり、利用料金制はなじまないため、利用料金制は導入していない。

## 2. 指摘及び意見

### (1) 応募者の増加について（意見）

#### 【現状】

指定管理者の選定は公募によるが、下記のとおり、応募者が少ない状況が続いている。

期間	H19～H21	H22～H25	H26～H29	H30～R4	R5～R9
	3年間	4年間	4年間	5年間	5年間
応募者	2社	1社	1社	1社	1社

出所：市の資料を基に監査人が加工

市がかつての指定管理者にヒアリングしたところ、和歌山市営住宅の管理は民間の賃貸住宅と異なり、年度ごとに入居者から収入申告書を徴収し、家賃決定書を送付するなどの業務があること、老朽化した住宅が多いため、日々の点検・管理が負担であることなどから、直近の公募においては、参入に踏み切れなかったとの意見もあったとのことである。また、現指定管理者からの収支報告においても損益はゼロとなっており、当該事業から適切な利益を確保できていない状況だと思われる。

#### 【意見】

市営住宅であるため、特有の業務が生じることや、老朽化した住宅が多いため、点検・管理業務が多く生じることがやむをえないと思われる。しかし、それ以外の点から、応募者が増加し、業務の質の観点から競争がなされ、より民間の活力を活かせるように、工夫できる点がないか検討する余地は残されていると考える。

例えば、指定管理者の応募要件として「和歌山市内に本社・本店を置いていること」を求めているが、市内に支社・支店があるだけでは不十分なのか、本社・本店がなければ不都合が生じるのか、不都合が生じるのであれば、回避策・次善策はないのか検討する余地があると思われる。

また、損益がゼロの収支報告を受領しているが、例えば、家賃徴収率、入居率、応募者数等に目標値を設定して、当該目標値を上回る成果を出した場合は、指定管理料を増額するインセンティブを付与するなど、民間事業者から魅力的に思われる指定管理業務を設計できないのか検討することが望ましい。

## (2) 利用者アンケートについて（意見）

### 【現状】

和歌山市営住宅の指定管理者は、現在和歌山市営住宅の入居者への対応のみならず、入居者募集業務、退去業務、空家修繕業務、和歌山市営住宅等施設の維持管理業務、駐車場管理業務等、実施する業務は多岐にわたる。そのため、入居者、応募者をはじめ、工事業者、地域住民等さまざまな関係者と接して業務を行っている。入居者をはじめとする利用者に対して、和歌山市営住宅の管理に関するアンケート等は実施していない。

### 【意見】

和歌山市営住宅の指定管理についても、アンケートを実施し、様々な関係者から、和歌山市営住宅の管理に関するコメントをもらい、その結果をよりよい和歌山市営住宅の指定管理について活かしていくことが望ましい。

【13】 まちなみ景観課

1. 指定管理者制度導入施設の概要

(1) 和歌山市宮城北公園地下駐車場の概要

施設名	和歌山市宮城北公園地下駐車場	所在地	和歌山市西鍛冶屋町7番地
-----	----------------	-----	--------------

施設の設置目的	自動車の保有台数の増大に伴う需要増に対応し、違法駐車解消を図るため。
---------	------------------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の出入りの管理に関する業務</li> <li>・施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>・施設内の秩序の維持に関する業務</li> <li>・その他市長が必要と認める業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
富士警備保障株式会社	和歌山市汐見町三丁目34番地

指定管理年数/指定期間	公募・非公募の別
5年 / 5年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	32,178	28,303	使用料収入	26,324,310	23,737,170
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	980	974		332,900	326,350

開館日数	R6年度	R5年度	修正回転率 (時間)	R6年度	R5年度
	362	363		1.7	1.4

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	21,925,089	21,723,563	201,526
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	21,925,089	21,723,563	201,526
支 出	人件費	14,415,178	14,952,075	▲536,897
	修繕費	498,980	528,000	▲29,020
	外部委託費	1,679,964	1,679,964	0
	その他	5,334,898	5,523,810	▲188,912
	合計	21,929,020	22,683,849	▲754,829
<b>【損益】</b>		<b>▲3,931</b>	<b>▲960,286</b>	<b>956,355</b>

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	26,324,310	23,737,170	2,587,140
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	139,800	144,800	▲5,000
	合計	26,464,110	23,881,970	2,582,140
支 出	指定管理料	21,737,423	21,723,563	13,860
	修繕費 (市の修繕分)	135,850	481,800	▲345,950
	人件費	-	-	-
	その他	4,315,698	4,165,232	150,466
	合計	26,188,971	26,370,595	▲181,624
<b>【損益】</b>		<b>275,139</b>	<b>▲2,488,625</b>	<b>2,763,764</b>

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(2) 和歌山市宮げやき大通り地下駐車場の概要

(3) 和歌山市宮げやき大通り地下自転車等駐車場の概要

施設名	和歌山市宮げやき大通り地下駐車場・和歌山市宮げやき大通り地下自転車等駐車場	所在地	和歌山市美園町五丁目13番地2
-----	---------------------------------------	-----	-----------------

施設の設置目的	自動車の保有台数の増大に伴う需要増に対応し、違法駐車解消を図るため。
---------	------------------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の入出りの管理に関する業務</li> <li>・施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>・施設内の秩序の維持に関する業務</li> <li>・その他市長が必要と認める業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
大揚興業株式会社	和歌山市新通二丁目10番1

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
5年 / 5年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	263,712	253,772	使用料収入	114,085,440	110,025,755
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	2,307	1,521		1,706,345	918,310

開館日数	R6年度	R5年度	修正回転率 (時間)	R6年度	R5年度
	365	366		8.0	7.2

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	60,691,185	60,177,030	514,155
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	60,691,185	60,177,030	514,155
支 出	人件費	43,152,230	43,152,230	0
	修繕費	500,000	500,000	0
	外部委託費	5,948,861	5,948,861	0
	その他	10,973,410	9,783,452	1,189,958
	合計	60,574,501	59,384,543	1,189,958
<b>【損益】</b>		116,684	792,487	<b>▲675,803</b>

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	114,085,440	110,025,755	4,059,685
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	1,202,150	1,240,890	▲38,740
	合計	115,287,590	111,266,645	4,020,945
支 出	指定管理料	60,691,185	60,177,030	514,155
	修繕費 (市の修繕分)	1,949,200	7,703,039	▲5,753,839
	人件費	-	-	-
	その他	19,813,465	12,300,732	7,512,733
	合計	82,453,850	80,180,801	2,273,049
<b>【損益】</b>		32,833,740	31,085,844	1,747,896

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(4) 和歌山市宮本町地下駐車場の概要

施設名	和歌山市宮本町地下駐車場	所在地	和歌山市北桶屋町7番地
-----	--------------	-----	-------------

施設の設置目的	自動車の保有台数の増大に伴う需要増に対応し、違法駐車解消を図るため。
---------	------------------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の出入りの管理に関する業務</li> <li>・施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>・施設内の秩序の維持に関する業務</li> <li>・その他市長が必要と認める業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
紀州まちづくりグループ	和歌山市北桶屋町7番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
5年 / 10年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	91,302	86,842	使用料収入	—	—
			利用料金収入	22,394,520	20,644,850

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	131	105		12,550	19,600

開館日数	R6年度	R5年度	修正回転率 (時間)	R6年度	R5年度
	365	366		4.1	3.5

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	1	1		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	-	-	-
	利用料金収入	22,394,520	20,644,850	1,749,670
	自主事業による収入	304,038	169,873	134,165
	その他	326	8	318
	合計	22,698,884	20,814,731	1,884,153
支 出	人件費	8,159,309	6,580,360	1,578,949
	修繕費	620,070	245,575	374,495
	外部委託費	6,514,167	6,494,881	19,286
	その他	7,364,478	6,532,603	831,875
	合計	22,658,024	19,853,419	2,804,605
<b>【損益】</b>		40,860	961,312	▲920,452

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	-	-	-
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	2,551	2,551	0
	その他	5,275,000	3,775,000	1,500,000
	合計	5,277,551	3,777,551	1,500,000
支 出	指定管理料	-	-	-
	修繕費 (市の修繕分)	-	-	-
	人件費	-	-	-
	その他	18,518,595	11,147,893	7,370,702
	合計	18,518,595	11,147,893	7,370,702
<b>【損益】</b>		-13,241,044	-7,370,342	-5,870,702

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(5) 和歌山市宮大新地下駐車場の概要

施設名	和歌山市宮大新地下駐車場	所在地	和歌山市坊主丁12番地
-----	--------------	-----	-------------

施設の設置目的	自動車の保有台数の増大に伴う需要増に対応し、違法駐車解消を図るため。
---------	------------------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の出入りの管理に関する業務</li> <li>・施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>・施設内の秩序の維持に関する業務</li> <li>・その他市長が必要と認める業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
大新家守舎	和歌山市新通二丁目10番1

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
7年 / 10年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	9,813	9,583	使用料収入	—	—
			利用料金収入	10,844,900	10,371,000

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	266	275		59,200	57,300

開館日数	R6年度	R5年度	修正回転率 (時間)	R6年度	R5年度
	365	366		1.5	1.3

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	2	2		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	-	-	-
	利用料金収入	10,844,900	10,371,000	473,900
	自主事業による収入	45,378	199,985	▲154,607
	その他	-	-	-
	合計	10,890,278	10,570,985	319,293
支 出	人件費	5,259,501	5,049,373	210,128
	修繕費	-	-	-
	外部委託費	2,421,200	2,331,084	90,116
	その他	9,236,700	8,654,185	582,515
	合計	16,917,401	16,034,642	882,759
<b>【損益】</b>		<b>▲6,027,123</b>	<b>▲5,463,657</b>	<b>▲563,466</b>

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	-	-	-
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	4,188	4,188	0
	その他	-	-	-
	合計	4,188	4,188	0
支 出	指定管理料	-	-	-
	修繕費 (市の修繕分)	-	-	-
	人件費	-	-	-
	その他	489,169	471,040	18,129
	合計	489,169	471,040	18,129
<b>【損益】</b>		<b>▲484,981</b>	<b>▲466,852</b>	<b>▲18,129</b>

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(6) 和歌山市営中央駐車場の概要

施設名	和歌山市営中央駐車場	所在地	和歌山市七番丁19番地
-----	------------	-----	-------------

施設の設置目的	自動車の保有台数の増大に伴う需要増に対応し、違法駐車解消を図るため。
---------	------------------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の出入りの管理に関する業務</li> <li>・施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>・施設内の秩序の維持に関する業務</li> <li>・その他市長が必要と認める業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
大揚興業株式会社	和歌山市新通二丁目10番1

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
4年 / 4年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	336,843	329,332	使用料収入	96,869,040	93,151,040
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	1,761	1,355		627,760	393,600

開館日数	R6年度	R5年度	修正回転率 (時間)	R6年度	R5年度
	365	366		4.1	3.9

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	29,890,694	29,654,730	235,964
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	29,890,694	29,654,730	235,964
支 出	人件費	22,647,130	22,647,130	0
	修繕費	500,000	500,000	0
	外部委託費	1,323,300	1,323,300	0
	その他	5,271,693	4,869,689	402,004
	合計	29,742,123	29,340,119	402,004
<b>【損益】</b>		148,571	314,611	<b>▲166,040</b>

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	96,869,040	93,151,040	3,718,000
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	96,000	96,160	▲160
	合計	96,965,040	93,247,200	3,717,840
支 出	指定管理料	29,890,694	29,654,730	235,964
	修繕費 (市の修繕分)	1,361,800	1,124,255	237,545
	人件費	-	-	-
	その他	25,979,276	25,207,790	771,486
	合計	57,231,770	55,986,775	1,244,995
<b>【損益】</b>		39,733,270	37,260,425	2,472,845

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(7) 和歌山市宮北駐車場の概要

施設名	和歌山市宮北駐車場	所在地	和歌山市九番丁8番地
-----	-----------	-----	------------

施設の設置目的	自動車の保有台数の増大に伴う需要増に対応し、違法駐車 of 解消を図るため。
---------	--

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の出入りの管理に関する業務</li> <li>・施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>・施設内の秩序の維持に関する業務</li> <li>・その他市長が必要と認める業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
大揚興業株式会社	和歌山市新通二丁目10番1

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
4年 / 4年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	180,552	174,219	使用料収入	34,952,070	32,369,280
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	648	423		193,500	112,160

開館日数	R6年度	R5年度	修正回転率 (時間)	R6年度	R5年度
	365	366		4.5	4.0

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	9,193,734	9,120,888	72,846
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	9,193,734	9,120,888	72,846
支 出	人件費	6,050,000	6,050,000	0
	修繕費	50,000	50,000	0
	外部委託費	158,400	158,400	0
	その他	2,820,657	2,672,299	148,358
	合計	9,079,057	8,930,699	148,358
<b>【損益】</b>		114,677	190,189	▲75,512

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	34,952,070	32,369,280	2,582,790
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	601,425	605,864	▲4,439
	その他	67,680	64,960	2,720
	合計	35,621,175	33,040,104	2,581,071
支 出	指定管理料	9,193,734	9,120,888	72,846
	修繕費 (市の修繕分)	1,311,640	1,174,415	137,225
	人件費	-	-	-
	その他	53,951,441	6,396,457	47,554,984
	合計	64,456,815	16,691,760	47,765,055
<b>【損益】</b>		▲28,835,640	16,348,344	▲45,183,984

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(8) 和歌山市営市駅前自転車駐車場の概要

施設名	和歌山市営市駅前自転車駐車場	所在地	和歌山市屏風丁17番地
-----	----------------	-----	-------------

施設の設置目的	自転車等の安全利用の促進及び駐車対策の総合的推進。
---------	---------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の入出りの管理に関する業務</li> <li>・施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>・その他市長が必要と認める業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
有限会社ジェイイーエス	和歌山市中島526番地101号

指定管理年数/指定期間	公募・非公募の別
3年 / 5年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	92,237	87,387	使用料収入	22,656,400	22,504,950
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	605	605		238,575	255,825

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率 (%)	R6年度	R5年度
	365	366		—	—

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	18,828,757	18,582,001	246,756
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	18,828,757	18,582,001	246,756
支 出	人件費	12,183,339	12,355,996	▲172,657
	修繕費	77,000	81,400	▲4,400
	外部委託費	3,630,000	3,630,000	0
	その他	2,166,620	2,466,620	▲300,000
	合計	18,056,959	18,534,016	▲477,057
<b>【損益】</b>		771,798	47,985	723,813

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	22,656,400	22,504,950	151,450
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	22,656,400	22,504,950	151,450
支 出	指定管理料	18,747,700	18,582,001	165,699
	修繕費 (市の修繕分)	1,499,300	1,008,260	491,040
	人件費	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	20,247,000	19,590,261	656,739
<b>【損益】</b>		2,409,400	2,914,689	▲505,289

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(9) 和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場の概要

施設名	和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場	所在地	和歌山市東蔵前丁39番地
-----	--------------------	-----	--------------

施設の設置目的	自転車等の安全利用の促進及び駐車対策の総合的推進。
---------	---------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の入出りの管理に関する業務</li> <li>・施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>・その他市長が必要と認める業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
大揚興業株式会社	和歌山市新通二丁目10番1

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3年 / 5年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	47,444	48,504	使用料収入	13,921,280	14,374,520
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	249	313		88,760	119,815

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率 (%)	R6年度	R5年度
	365	366		—	—

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	14,828,315	14,760,000	68,315
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	14,828,315	14,760,000	68,315
支 出	人件費	12,267,094	12,217,534	49,560
	修繕費	0	114,400	▲114,400
	外部委託費	1,409,100	1,409,100	0
	その他	524,674	765,736	▲241,062
	合計	14,200,868	14,506,770	▲305,902
<b>【損益】</b>		627,447	253,230	374,217

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	13,921,280	14,374,520	▲453,240
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	13,921,280	14,374,520	▲453,240
支 出	指定管理料	14,809,560	14,760,000	49,560
	修繕費 (市の修繕分)	374,000	0	374,000
	人件費	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	15,183,560	14,760,000	423,560
<b>【損益】</b>		▲1,262,280	▲385,480	▲876,800

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(10) 和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場の概要

施設名	和歌山市営六十谷駅前自転車等 駐車場	所在地	和歌山市六十谷432番地19
-----	-----------------------	-----	----------------

施設の設置目的	自転車等の安全利用の促進及び駐車対策の総合的推進。
---------	---------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の入出りの管理に関する業務</li> <li>・施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>・その他市長が必要と認める業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
大揚興業株式会社	和歌山市新通二丁目10番1

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3年 / 5年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	7,199	6,818	使用料収入	3,474,785	3,373,310
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	327	244		122,055	106,320

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率 (%)	R6年度	R5年度
	365	366		—	—

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	14,980,000	14,980,000	0
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	14,980,000	14,980,000	0
支 出	人件費	12,378,134	12,378,134	0
	修繕費	479,832	123,970	355,862
	外部委託費	921,800	921,800	0
	その他	1,281,488	1,098,969	182,519
	合計	15,061,254	14,522,873	538,381
<b>【損益】</b>		<b>▲81,254</b>	<b>457,127</b>	<b>▲538,381</b>

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	3,474,785	3,373,310	101,475
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	3,474,785	3,373,310	101,475
支 出	指定管理料	14,980,000	14,980,000	0
	修繕費 (市の修繕分)	-	-	-
	人件費	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	14,980,000	14,980,000	0
<b>【損益】</b>		<b>▲11,505,215</b>	<b>▲11,606,690</b>	<b>101,475</b>

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

(11) 和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場の概要

施設名	和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場	所在地	和歌山市太田一丁目15番9号
-----	--------------------	-----	----------------

施設の設置目的	自転車等の安全利用の促進及び駐車対策の総合的推進。
---------	---------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の入出りの管理に関する業務</li> <li>・施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>・その他市長が必要と認める業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
富士警備保障株式会社	和歌山市汐見町三丁目34番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3年 / 5年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	130,383	131,758	使用料収入	40,232,070	39,793,290
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	2,763	2,314		518,990	423,360

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率 (%)	R6年度	R5年度
	365	366		—	—

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	1	1		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	23,011,464	22,845,000	166,464
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	283,807	223,674	60,133
	その他	-	-	-
	合計	23,295,271	23,068,674	226,597
支 出	人件費	22,215,427	20,234,165	1,981,262
	修繕費	300,000	300,000	0
	外部委託費	187,000	242,000	▲55,000
	その他	2,641,487	2,709,243	▲67,756
	合計	25,343,914	23,485,408	1,858,506
<b>【損益】</b>		<b>▲2,048,643</b>	<b>▲416,734</b>	<b>▲1,631,909</b>

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	40,232,070	39,793,290	438,780
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	16,620	0	16,620
	その他	-	-	-
	合計	40,248,690	39,793,290	455,400
支 出	指定管理料	23,011,464	22,845,000	166,464
	修繕費 (市の修繕分)	121,000	66,550	54,450
	人件費	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	23,132,464	22,911,550	220,914
<b>【損益】</b>		<b>17,116,226</b>	<b>16,881,740</b>	<b>234,486</b>

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

### 【概要補足等】

まちなみ景観課所管の指定管理者制度導入施設は、11 の駐輪場・駐車場施設（和歌山市営城北公園地下駐車場、和歌山市営けやき大通り地下駐車場、和歌山市営けやき大通り地下自転車等駐車場、和歌山市営本町地下駐車場、和歌山市営中央駐車場、和歌山市営大新地下駐車場、和歌山市営北駐車場、和歌山市営市駅前自転車駐車場、和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場、和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場、和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場）である。

11 の駐輪場・駐車場施設はすべて公募により指定管理者を選定している。

利用料金制を導入しているのは、和歌山市営大新地下駐車場と和歌山市営本町地下駐車場である。和歌山市営大新地下駐車場については、再開に係る設備投資や管理運営費用の一切を民間が賄うという運営形態で再開したため、利用料金制を採用しており、和歌山市営本町地下駐車場は、民間事業者が経営手腕を発揮しやすい利用料金制の下で、地上部の公園施設との一体的かつ効果的な管理運営を行うことで、地域と連携した賑わいの創出につなげることを目的に利用料金制を採用した。

その他の施設については、利用料金制を採用することによるメリットは低く、使用料金制度を採用する方が、安定した運営ができ、市民サービスの向上に繋げることができるとして、利用料金制を導入していない。

和歌山市営けやき大通り地下駐車場



和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場



和歌山市営城北公園地下駐車場



## 2. 指摘及び意見

### (1) 和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場の赤字状況について（意見）

#### 【現状】

和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場では、以下の表のとおり、毎年 10,000 千円以上の赤字が発生している。和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場では、総数 857 台（自転車 692 台、原付 165 台）収容できるものの、六十谷駅周辺の駐輪場を利用する人が減少していることや、六十谷駅の前に市営よりも駅に近い民間駐輪場があるため、利用者数を増やすことが難しくなっている。その影響から、857 台に対して 1 日平均 85 台と利用台数が少ない状況となっており、料金収入が毎年 3,000 千円程度と低くなっている。それに対して支出である指定管理料については、人件費が多くの割合を占めており、毎年 10,000 千円以上発生している。人件費が多くの割合を占めている要因としては、供用時間が午前 5 時～午前 1 時とされており、仕様書上必ず一人は常駐しておく必要があると定めている点が考えられる。

#### 市の収支状況

(単位：千円)

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
使用料収入	3,329	3,556	3,373	3,475
指定管理料	13,608	14,980	14,980	14,980
損益	▲10,279	▲11,424	▲11,607	▲11,505

このように毎年 10,000 千円以上の赤字が発生しており、採算が取れない施設となっている。また、六十谷駅周辺は自転車等の放置禁止区域になっているため、利用者がいる限り休止できない状況となっている。

### 【意見】

赤字縮減のために、人件費削減を中心としつつ、より多角的な収支改善策を講じることが望ましい。人件費削減については、省人化のための自動精算機や防犯カメラ、入出庫管理システム等の自動化設備の導入、あるいは供用時間の短縮による人員配置の見直しが考えられる。特に、利用実態を詳細に分析し、利用者がほとんどいない深夜・早朝帯の人員配置を見直すことで、効率的な運営が期待できる。

また、料金体系の見直しや利用促進策の導入も重要である。周辺の民間駐輪場との料金や利便性の比較を行い、定期利用者向けの割引の導入など必要に応じて料金設定やサービス内容を柔軟に見直すなど、利用者増加策の検討が求められる。

さらに、駐輪場の一部スペースをシェアサイクル拠点やレンタルスペース、イベントスペースなど他用途に活用することで、新たな収入源の確保を目指すことも選択肢となる。

このような多角的な改善策を実施することにより、財政負担の軽減と持続可能な運営体制の確立が望まれる。

## (2) 指定管理者の備品管理台帳について（意見）

### 【現状】

現状、指定管理者の備品管理台帳は施設ごとに様式が異なっており、様式によっては備品の置き場所や、市または指定管理者のどちらの所有物なのか記載されていないケースが見受けられる。市の所有物である備品については、市の備品受払簿で管理されているが、指定管理者の所有物である備品については、所在が特定できず万が一備品が紛失しても気づけないリスクがある。

### 【意見】

まちなみ景観課が備品の置き場所や所有区分（市または指定管理者）を明確に記載できる備品管理台帳の統一様式を作成・共有し、すべての施設でこの様式に基づいた備品管理を徹底することで、備品管理の精度向上を図ることが望ましい。

## (3) 利用者アンケートの実施について（意見）

### 【現状】

まちなみ景観課では、多くの駐車場や駐輪場施設について利用者アンケートを実施しているが、和歌山市営大新地下駐車場では利用者アンケートが未実施となっており、意見箱は設置されているものの、他の施設と比べて利用者の意見やニーズを把握

する仕組みが十分に整っていない状況である。この場合、利用者目線での課題や改善点を把握することが困難となり、サービス改善や施設運営に必要な情報が不足する可能性がある。

**【意見】**

和歌山市営大新地下駐車場でも利用者アンケートを定期的実施することで、利用者の声を収集することが望ましい。アンケート内容は他施設と同等の項目とした上で、比較可能性を確保することがより効果的であると考えられる。また、回収したアンケート結果を分析した上で、課題や改善点を抽出して運営に反映し、利用者満足度の向上やサービス改善につなげることが望ましい。

【14】公園緑地課

1. 指定管理者制度導入施設の概要

(1) 和歌山東公園の概要

施設名	和歌山東公園管理事務所	所在地	和歌山市北出島133番地
施設の設置目的	和歌山市都市公園条例に基づき、東公園内の施設（体育館、球場、公園）の有効活用を図る。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設案内や利用者の問い合わせ対応業務</li> <li>施設予約等の受付業務</li> </ul>		

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団	和歌山市西汀丁36番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3年 / 5年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	39,059	39,003	使用料収入	5,619,131	5,846,964
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	251.5	241		809,880	742,350

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	359	360		74	74

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	130	140		5,848	6,458

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	42,714,697	40,723,000	1,991,697
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	2,808,000	3,076,000	▲268,000
	その他	-	-	-
	合計	45,522,697	43,799,000	1,723,697
支 出	人件費	21,341,164	18,992,381	2,348,783
	修繕費	890,846	1,161,566	▲270,720
	外部委託費	5,882,352	5,810,980	71,372
	その他	14,904,347	14,323,911	580,436
	合計	43,018,709	40,288,838	2,729,871
<b>【損益】</b>		2,503,988	3,510,162	▲1,006,174

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	5,619,131	5,846,964	▲227,833
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	5,619,131	5,846,964	▲227,833
支 出	指定管理料	41,946,000	42,356,000	▲410,000
	修繕費 (市の修繕分)	732,600	1,488,300	▲755,700
	人件費	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	42,678,600	43,844,300	▲1,165,700
<b>【損益】</b>		▲37,059,460	▲37,997,336	937,867

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

**【概要補足等】**

公園緑地課所管の指定管理者制度導入施設は、和歌山東公園である。

和歌山東公園は、公共の福祉を増進に資することを目的として設置され、平成 18 年度から指定管理者制度が導入されている。和歌山東公園は公募により指定管理者を選定している。

また、和歌山東公園は市民の誰もが自由に利用できる場としての性質があり、公園の公共性・公益性の観点から利用料金制は導入していない。

和歌山東公園



## 2. 指摘及び意見

### (1) 事業計画の目標値について（意見）

#### 【現状】

和歌山東公園に関する事業計画書において、「貸館業務達成目標」（利用者満足度、施設利用率、歳入の増加）が設定されている。しかし、目標値と実績値を比較した場合、以下の表のとおり大きな乖離が生じている。この場合、目標値と実績値の乖離が続くことで、事業そのものの評価や信頼性が低下するおそれがある。

#### 達成目標① 利用者満足度の向上

##### 目標値

項目	H30	R 4	R 5	R 6
公平・平等なサービスについて	80.0%	85.0%	92.0%	95.0%
利用料金について	60.0%	68.0%	76.0%	84.0%
利用時間区分の適切さについて	63.0%	70.0%	78.0%	85.0%
付帯用具の充実度	69.0%	75.0%	81.0%	87.0%
スタッフの接客態度等について	76.0%	80.0%	85.0%	90.0%
施設の清潔さについて	84.0%	87.0%	90.0%	93.0%

##### 実績値

項目	H30	R 4	R 5	R 6
公平・平等なサービスについて	60.3%	50.8%	56.5%	60.3%
利用料金について	55.0%	40.0%	48.0%	55.0%
利用時間区分の適切さについて	62.0%	50.0%	60.0%	62.0%
付帯用具の充実度	74.0%	65.0%	66.0%	74.0%
スタッフの接客態度等について	73.6%	69.6%	72.6%	73.6%
施設の清潔さについて	85.8%	75.8%	68.3%	85.8%

#### 達成目標② 施設利用率の向上

##### 目標値

項目	H30	R 4	R 5	R 6
利用率（アリーナ）	71.0%	72.0%	73.0%	74.0%
利用率（野球場）	40.0%	41.0%	42.0%	43.0%

実績値

項目	H30	R 4	R 5	R 6
利用率（アリーナ）	71.0%	69.2%	73.4%	73.6%
利用率（野球場）	40.0%	44.2%	40.6%	37.7%

達成目標③ 歳入の増加

目標値

項目	H30	R 4	R 5	R 6
使用料（千円）	6,088	6,148	6,209	6,270
増加率	-	1.0%	2.0%	3.0%

実績値

項目	H30	R 4	R 5	R 6
使用料（千円）	6,088	5,809	5,846	5,619
増加率	-	-4.8%	0.6%	-4.0%

【意見】

現行の目標値達成に向けて、利用促進策（イベント開催、広報強化、サービス向上等）や収益向上策を具体的に実施することで実績値を改善し、目標値に近づけることが望ましい。しかし、イレギュラーな事象（例：新型コロナウイルス感染症の流行、社会情勢の変化等）が原因で乖離が生じた場合は、現状を踏まえた実態に即した目標値への見直しを検討し、実績値と目標値が大きく乖離しないようにすることが望ましい。また、目標値を変更した場合は、目標値変更の理由・根拠を事業計画書等に明記することが望まれる。

【15】生涯学習課

1. 指定管理者制度導入施設の概要

(1) 和歌山市東部コミュニティセンターの概要

施設名	和歌山市東部コミュニティセンター	所在地	和歌山市寺内6 6 5番地
-----	------------------	-----	---------------

施設の設置目的	市民の生涯学習及び地域活動の振興を図るため。
---------	------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの使用の許可その他センターの管理運営に関する業務</li> <li>・センターの維持管理に関する業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団	和歌山市西汀丁3 6 番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3 年 / 5 年	非公募

<施設利用の状況>

利用者数	R 6 年度	R 5 年度	(単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	41,469	48,327	使用料収入	4,074,345	5,279,810
			利用料金収入	—	—

減免件数	R 6 年度	R 5 年度	減免金額 (単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	389	361		766,765	748,390

開館日数	R 6 年度	R 5 年度	貸室稼働率	R 6 年度	R 5 年度
	267	316		45	45

自主事業開催回数	R 6 年度	R 5 年度	自主事業参加者数	R 6 年度	R 5 年度
	54	53		592	542

(2) 和歌山市河南コミュニティセンターの概要

施設名	和歌山市河南コミュニティセンター	所在地	和歌山市布施屋4番地
-----	------------------	-----	------------

施設の設置目的	市民の生涯学習及び地域活動の振興を図るため。
---------	------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの使用の許可その他センターの管理運営に関する業務</li> <li>・センターの維持管理に関する業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団	和歌山市西汀丁3番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3年 / 5年	非公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	34,983	31,577	使用料収入	2,878,450	2,996,885
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	808	680		1,740,140	1,504,765

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	310	311		32	31

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	109	85		749	789

(3) 和歌山市河西コミュニティセンターの概要

施設名	和歌山市河西コミュニティセンター	所在地	和歌山市松江北2丁目20番7号
-----	------------------	-----	-----------------

施設の設置目的	市民の生涯学習及び地域活動の振興を図るため。
---------	------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの使用の許可その他センターの管理運営に関する業務</li> <li>・センターの維持管理に関する業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団	和歌山市西汀丁36番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3年 / 5年	非公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	64,814	59,282	使用料収入	5,656,340	5,765,380
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	701	591		165,480	134,150

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	308	314		48	45

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	160	202		816	3,467

(4) 和歌山市河北コミュニティセンターの概要

施設名	和歌山市河北コミュニティセンター	所在地	和歌山市市小路192番地の3
-----	------------------	-----	----------------

施設の設置目的	市民の生涯学習及び地域活動の振興を図るため。
---------	------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの使用の許可その他センターの管理運営に関する業務</li> <li>・センターの維持管理に関する業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団	和歌山市西汀丁36番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3年 / 5年	非公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	70,491	78,119	使用料収入	5,415,600	6,534,965
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	540	736		1,017,760	1,421,185

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	261	316		51	50

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	158	129		1,053	2,957

(5) 和歌山市中央コミュニティセンターの概要

施設名	和歌山市中央コミュニティセンター	所在地	和歌山市三沢町1丁目2番地
-----	------------------	-----	---------------

施設の設置目的	市民の生涯学習及び地域活動の振興を図るため。
---------	------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの使用の許可その他センターの管理運営に関する業務</li> <li>・センターの維持管理に関する業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団	和歌山市西汀丁36番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3年 / 5年	非公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	110,880	113,017	使用料収入	10,969,660	11,078,020
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	478	408		908,800	843,880

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	307	309		65	64

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	50	47		571	495

(6) 和歌山市北コミュニティセンターの概要

施設名	和歌山市北コミュニティセンター	所在地	和歌山市直川326番地の7
-----	-----------------	-----	---------------

施設の設置目的	市民の生涯学習及び地域活動の振興を図るため。
---------	------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの使用の許可その他センターの管理運営に関する業務</li> <li>・センターの維持管理に関する業務</li> </ul>
------	---

指定管理者名	本市における拠点所在地
公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団	和歌山市西汀丁36番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
3年 / 5年	非公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	105,547	108,617	使用料収入	8,757,350	8,276,005
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	748	860		1,132,820	1,373,985

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	310	316		68	65

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	146	153		3,096	2,877

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	384,069,000	381,129,000	2,940,000
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	6,190,100	7,177,400	▲987,300
	その他	-	-	-
	合計	390,259,100	388,306,400	1,952,700
支 出	人件費	218,244,948	219,817,720	▲1,572,772
	修繕費	7,280,131	6,386,674	893,457
	外部委託費	27,173,640	27,333,883	▲160,243
	その他	116,415,027	97,938,807	18,476,220
	合計	369,113,746	351,477,084	17,636,662
【損益】		21,145,354	36,829,316	▲15,683,962

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	37,751,745	39,931,035	▲2,179,290
	広告料	3,347,300	640,200	2,707,100
	目的外使用料収入	439,824	416,023	23,801
	起債	100,900,000	14,500,000	86,400,000
	その他	1,755,896	2,224,430	▲468,534
	合計	144,194,765	57,711,688	86,483,077
支 出	指定管理料	369,113,746	351,477,084	17,636,662
	修繕費 (市の修繕分)	3,948,395	2,785,970	1,162,425
	人件費	-	-	-
	工事請負費	112,222,000	9,784,064	102,437,936
	図書購入費	6,718,614	6,720,969	▲2,355
	その他	7,865,231	15,044,986	▲7,179,755
	合計	499,867,986	385,813,073	114,054,913
【損益】		▲355,673,221	▲328,101,385	▲27,571,836

出所：令和6年度指定管理者管理実績基本情報を基に監査人が加工

なお、(7)和歌山市西コミュニティセンターは、令和7年度から供用開始のため概要の掲載は省略する。

### 【概要補足等】

生涯学習課所管の指定管理者制度導入施設は、7カ所のコミュニティセンター（和歌山市東部コミュニティセンター、和歌山市河南コミュニティセンター、和歌山市河西コミュニティセンター、和歌山市河北コミュニティセンター、和歌山市中央コミュニティセンター、和歌山市北コミュニティセンター、和歌山市西コミュニティセンター）である。

市にはコミュニティセンターは8カ所あり、和歌山市南コミュニティセンター以外に指定管理者制度が導入されている。なお、和歌山市南コミュニティセンターは、住民票・各種税証明書等の交付をはじめ、個人情報を多く取り扱う市のサービスセンターと事務室が同じため指定管理者制度を導入していない。

令和7年開業の和歌山市西コミュニティセンターは公募により指定管理者を選定しており、それ以外の6コミュニティセンターでは非公募である。いずれのコミュニティセンターでも、可能な限り多くの団体が当該施設を使用できるように使用料を安価に設定する必要があると、使用料の設定に工夫の余地が少ないことなどから、利用料金制を導入していない。

和歌山市東部コミュニティセンター



和歌山市河西コミュニティセンター



和歌山市中央コミュニティセンター



和歌山市西コミュニティセンター



## 2. 指摘及び意見

### (1) 指定管理者の公募について（意見）

#### 【現状】

和歌山市東部コミュニティセンター、和歌山市河南コミュニティセンター、和歌山市河西コミュニティセンター、和歌山市河北コミュニティセンター、和歌山市中央コミュニティセンター及び和歌山市北コミュニティセンター（以下、「6センター」という。）では、令和4年度から令和8年度までの5年間の指定期間において、非公募により市の外郭団体である和歌山市文化スポーツ振興財団が指定管理者に選定されている。

#### 【意見】

指定管理者の募集は原則として公募によるものとされているが、条例第5条1号にて、「公の施設の設置の目的又は性質により特に必要があると認められるとき」は非公募によることができることとされている。特に必要があると認められるときとは、規則第7条に定めがあり、6センターの場合は、「公の施設及び市の庁舎(市の行政財産のうち市の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎をいう。)を同一の建物又は同一の敷地に設置する場合において、当該公の施設の管理を資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人又は一般財団法人に行わせることにより当該公の施設の設置の目的をより効果的に達成し、かつ、当該市の事務又は事業をより能率的に遂行することができると認められる場合」（第3号）に該当するとのことであった。

しかし、同一の建物又は同一の敷地に設置する場合、なぜ当該公の施設の管理を2分の1以上を出資している一般財団法人（和歌山市文化スポーツ振興財団）に行わせれば、他の民間団体よりも公の施設の設置目的をより効率的に達成できると認められると市が判断した根拠は明確ではない。

和歌山市西コミュニティセンターは公募により指定管理者を選定しており、その結果民間団体が指定管理者に選定された。この経験も踏まえて、6センターの令和9年度以降の指定管理者の選定においても、非公募を継続するかどうかについて改めて検討されたい。

## (2) K P I の設定について（意見）

### 【現状】

和歌山市コミュニティセンター条例によると、「市民の生涯学習及び地域活動の振興を図るため、コミュニティセンターを設置する」とされている。そのためにも、可能な限り多くの団体が当該施設を使用できるように使用料も安価に設定している。

指定管理者からは多目的ホール、活動室等の室単位での利用状況や、図書室の利用状況、自主事業の実施状況等について報告がなされている。

### 【意見】

6センターの非公募の理由として掲げられている「公の施設の設置目的」に関する定量的・定性的なK P I（重要業績評価指標）及びK P Iに対する目標値がコミュニティセンターにおいて設定されていない。

指定管理者からの報告書に記載されている各室の利用件数、利用人数、使用料金（減免額含む。）、図書室の利用者数、貸出冊数、自主事業の実施回数、参加人数等はいずれもK P Iの一部を構成するものとは思われるが、これらだけで、「市民の生涯学習及び地域活動の振興」の進捗状況が十分に測定できるとは言えず、適切なK P Iを設定することが望まれる。また同時に長期、中期、短期でのK P Iに対する目標値の設定も行うことが望まれる。

【16】青少年課

1. 指定管理者制度導入施設の概要

(1) 和歌山市立青少年国際交流センターの概要

施設名	和歌山市立 青少年国際交流センター	所在地	和歌山市加太1907-2
-----	----------------------	-----	--------------

施設の設置目的	少年に自然環境の中で集団宿泊生活等を通じて事前の探求その他の活動を行わせることにより、少年の情操や社会を豊かにし、健全な育成を図ること。青年が自然環境の中で集団宿泊生活等を通じて生涯学習活動を行い、自己の人格を磨き、豊かな生活を営めるようにすること。
---------	---

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの管理運営業務</li> <li>・センターの維持管理に関する業務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
加太まちづくりグループ	和歌山市加太1907-2

指定管理年数/指定期間	公募・非公募の別
2年 / 5年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R6年度	R5年度	(単位:円)	R6年度	R5年度
	5,760	5,042	使用料収入	4,813,040	3,780,420
			利用料金収入	—	—

減免件数	R6年度	R5年度	減免金額 (単位:円)	R6年度	R5年度
	47	42		220,640	174,750

開館日数	R6年度	R5年度	貸室稼働率	R6年度	R5年度
	321	319		70.4	57.4

自主事業開催回数	R6年度	R5年度	自主事業参加者数	R6年度	R5年度
	4	5		97	111

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	53,601,581	53,601,581	0
	利用料金収入	-	-	-
	自主事業による収入	126,300	80,100	46,200
	その他	12,692,134	10,162,977	2,529,157
	合計	66,420,015	63,844,658	2,575,357
支 出	人件費	31,419,571	32,394,473	▲974,902
	修繕費	612,513	765,102	▲152,589
	外部委託費	19,155,991	17,788,653	1,367,338
	その他	14,027,496	13,583,817	443,679
	合計	65,215,571	64,532,045	683,526
【損益】		1,204,444	▲687,387	1,891,831

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	4,821,440	3,782,920	1,038,520
	広告料	-	-	-
	目的外使用料収入	41,693	46,880	▲5,187
	その他	-	-	-
	合計	4,863,133	3,829,800	1,033,333
支 出	指定管理料	53,601,581	53,601,581	0
	修繕費 (市の修繕分)	-	-	-
	人件費	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	53,601,581	53,601,581	0
【損益】		▲48,738,448	▲49,771,781	1,033,333

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

### 【概要補足等】

青少年課所管の指定管理者制度導入施設は和歌山市立青少年国際交流センターである。当施設は平成 30 年にこれまで長年親しまれてきた「少年自然の家」をリニューアルし、和歌山市立青少年国際交流センターとして新しくオープンし、指定管理者制度を採用している。当施設の利用団体は従来からの小中学生の利用に加え、幅広い年代の方や外国から来られた方も利用でき、国際交流活動やスポーツ合宿、文化・芸術活動などを行うすべての世代の団体が利用でき、海外からの利用者もいることに特徴がある。

和歌山市立青少年国際交流センター



## 2. 指摘及び意見

青少年課が所管する指定管理者制度導入施設の運用について、協定書等の関連書類の確認及び担当者へのヒアリング等の手続を実施した。その結果、指定管理者制度に関する財務事務の執行及び指定管理者の出納その他の事務の執行に関して、本報告書において指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

【17】読書活動推進課

1. 指定管理者制度導入施設の概要

(1) 和歌山市民図書館の概要

(2) 和歌山市民図書館西分館の概要

施設名	和歌山市民図書館 和歌山市民図書館西分館	所在地	和歌山市屏風丁 17 番地 和歌山市松江 775 番地の 1 (河西ほほえみセンター内)
-----	-------------------------	-----	--

施設の設置目的	和歌山市民図書館及び西分館は、図書館法及び和歌山市民図書館条例（昭和 56 年条例第 9 号）に基づき設置された施設であり、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。
---------	---

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館奉仕の事業に関する業務</li> <li>・図書館の施設の利用及びその制限に関する業務</li> <li>・図書館の維持管理に関する業務</li> </ul>
------	--

指定管理者名	本市における拠点所在地
カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社	和歌山市屏風丁 17 番地

指定管理年数／指定期間	公募・非公募の別
1 年 / 5 年	公募

<施設利用の状況>

利用者数	R 6 年度	R 5 年度	(単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
市民図書館	778,392	795,294	使用料収入	871,650	838,660
西分館	93,824	93,598	利用料金収入	—	—

減免件数	R 6 年度	R 5 年度	減免金額 (単位: 円)	R 6 年度	R 5 年度
	103	64		27,560	13,750

開館日数	R 6 年度	R 5 年度	貸室稼働率	R 6 年度	R 5 年度
市民図書館	365	365		—	—
西分館	303	304		—	—

自主事業開催回数	R 6 年度	R 5 年度	自主事業参加者数	R 6 年度	R 5 年度
	—	—		—	—

<指定管理業務に係る収支状況>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	指定管理料収入	347,096,983	340,930,000	6,166,983
	その他	641,250	641,250	0
	合計	347,738,233	341,571,250	6,166,983
支 出	人件費	173,208,304	164,248,151	8,960,153
	修繕費	1,305,040	738,848	566,192
	外部委託費	41,301,274	41,287,659	13,615
	その他	131,923,615	135,296,592	▲3,372,977
	合計	347,738,233	341,571,250	6,166,983
【損益】		0	0	0

<市の収支>

(単位:円)

	項目	R 6 年度	R 5 年度	増減
収 入	使用料	762,040	744,350	17,690
	手数料	109,610	94,310	15,300
	目的外使用料収入	2,420,445	2,401,680	18,765
	その他	11,859,408	91,344,574	▲79,485,166
	合計	15,151,503	94,584,914	▲79,433,411
支 出	指定管理料	347,096,983	340,930,000	6,166,983
	修繕費 (市の修繕分)	201,300	445,000	▲243,700
	人件費	-	-	-
	その他	31,088,054	235,559,958	▲204,471,904
	合計	378,386,337	576,934,958	▲198,548,621
【損益】		▲363,234,834	▲482,350,044	119,115,210

出所：令和6年度指定管理者 管理実績基本情報を基に監査人が加工

【概要補足等】

読書活動推進課所管の指定管理者制度導入施設は、和歌山市民図書館及び和歌山市民図書館西分館である。和歌山市民図書館及び西分館は、市民の教育と文化の発展に寄与することを目的として設置され、和歌山市民図書館を和歌山市駅前に移転し、運営していくに際して、指定管理者制度を導入している。

和歌山市民図書館



和歌山市民図書館西分館



## 2. 指摘及び意見

### (1) 収支報告に係るモニタリングの客観性確保について（意見）

#### 【現状】

令和2年度の新図書館開館以降、指定管理業務における収支（当該施設に係る収支報告）は赤字が続いていたが、令和5年度から2期連続で、損益がゼロとなっている。その要因は、清掃等の外部委託費について、年間の清掃回数の削減等の見直しを行った結果であると、所管課は指定管理者より説明を受けている。

所管課においては、モニタリングの一環として、提出された収支報告書に疑問点や修正点がある場合は、電話やメール等、あるいは対面で指定管理者に随時ヒアリングを行い、内容の確認に努めている。しかし、損益ゼロという特に慎重な検証を要する事案を含め、これらの質疑応答の記録が体系的に整理されておらず、担当者間の引継ぎや、将来同様の事態が生じた際に過去の経緯を遡って検証することが容易ではない状態にある。

さらに、指定管理者から四半期ごとに提出される積算内訳においても、「摘要」欄に「事務備品」「修繕費」「その他事業費」といった費目名のみが記載された支出があり、それぞれの具体的な支出目的が不明瞭なケースが複数見受けられる。これでは、市の担当者も一見して支出内容の妥当性を判断できず、その都度、質問や確認を行う手間が生じている。

#### 【意見】

仮に、支出の一部について見直しを実施し削減に成功したとしても、一般に複数年度にわたり指定管理業務の収入と支出が完全に一致することは稀であり、所管課は必要に応じてモニタリングを実施することが望ましい。

モニタリングを通じて指定管理者の業務執行の適正性を確保し、その状況を市民に対して明確に説明する責任を果たすことは、指定管理者制度における市の重要な責務であり、指定管理者から提出される収支報告書の内容を精査することが重要である。

よって、現状のヒアリング中心の確認手法も重要ではあるが、より客観的な根拠をもって説明責任を果たし、ひいては次期指定管理料の算定精度を高めるため、現在の確認手法をさらに一歩進めることが望ましい。具体的には、以下のような確認手法の導入を検討されたい。

(A) 提出書類の記載基準の明確化

積算内訳の「摘要」欄には、単なる費目名だけでなく、具体的な支出内容を記載するよう、指定管理者と協議の上、記載基準を明確にすることが望ましい。これにより、所管課における確認事務の効率化と、支出内容の的確な把握が可能となると考えられる。

(B) モニタリング記録の体系的な管理

指定管理者との質疑応答については、その日時、内容、回答等を一覧にするなど、後任者も経緯を正確に把握できる形で記録・保存する内部ルールを設けることが有効と考えられる。これにより、モニタリングの継続性が担保され、将来の検証への活用も期待できると考えられる。

(C) 客観的な基準に基づく検証ルールの導入

上記に加えて、本事例のように損益がゼロとなっている場合など通常とは異なる状況が確認された際には、主要な支出項目に関する証憑書類の提出を求めるなど、客観的なルールを導入することが望ましい。また、支出の予算額と実績額の比較分析を行い、特に変動の大きい費目や例年と傾向が異なる費目について、その具体的な増減理由の報告を求めるなどの手法も考えられる。これにより、具体的な支出内容の妥当性を客観的に検証することが可能になると期待される。

なお、これら検証ルールや対応方法については、指定管理者制度導入施設や指定管理者の運営実態を踏まえ、現場の状況に応じて所管課内で十分に検討した上で、実効性や負担等も考慮しながら柔軟に運用することが適当と考えられる。